

第3編 一般災害対策

第1章	総則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	一般災害の種別	1
第3節	災害想定と課題	1
第4節	既往の一般災害	10
第2章	災害予防計画	11
第1節	防災知識の普及計画	11
第1	計画の方針	11
第2	防災関係職員に対する防災教育	11
第3	一般住民に対する防災知識の普及	11
第4	学校を通じた防災知識の普及	11
第5	防災上重要な施設の管理者等の教育	11
第6	事業所における防災教育	12
第7	防災に関する意識調査	12
第2節	自主防災組織等の育成計画	13
第1	計画の方針	13
第2	地域住民等の自主防災組織	13
第3	事業所の自衛消防組織等	13
第3節	防災訓練計画	14
第1	計画の方針	14
第2	現況	14
第3	訓練の区分	14
第4	訓練の実施方針	14
第5	事後評価	14
第4節	災害情報の収集、伝達計画	15
第1	計画の方針	15
第2	情報収集伝達体制	15
第5節	通信施設災害予防計画	16
第1	計画の方針	16
第2	通信施設	16
第3	警察無線施設	16
第4	NTT東日本株式会社秋田支店施設	16
第5	(株)NTTドコモ東北支社秋田支店	16
第6	その他の通信施設	16
第6節	水害予防計画	17
第1	計画の方針	17
第2	河川施設	17
第3	ダム施設	17
第4	ため池施設	17
第7節	火災予防計画	18
第1	計画の方針	18

第2	一般火災	18
第3	林野火災	19
第8節	危険物施設等災害予防計画	20
第1	計画の方針	20
第2	危険物	20
第3	火薬類	20
第4	高压ガス	20
第5	LPガス	20
第6	毒物、劇物	20
第7	放射線物質	20
第8	危険物等運搬車両	20
第9節	建造物等災害予防計画	21
第1	計画の方針	21
第2	公共建造物等	21
第3	一般の建造物	21
第10節	土砂災害予防計画	22
第1	計画の方針	22
第2	地すべり、急傾斜地崩壊	22
第3	土石流	22
第4	山地	23
第5	雪崩	24
第6	災害危険区域からの住宅移転	24
第7	災害時要援護者関連施設における防災体制の確立	24
第11節	公共施設災害予防計画	25
第1	計画の方針	25
第2	道路及び橋梁施設	25
第3	水道施設	25
第4	下水道施設	25
第5	農業集落排水処理施設	25
第6	電力施設	25
第7	鉄道施設	26
第8	社会福祉施設等	26
第12節	風害予防計画	27
第1	計画の方針	27
第2	台風等	27
第13節	雪害予防計画	28
第1	計画の方針	28
第2	冬期交通の確保	28
第3	雪崩防止対策	29
第4	保健衛生、医療対策	30
第5	民生対策	30
第6	農林業対策	31
第7	文教対策	31

第14節	農林業災害予防計画	33
第1	計画の方針	33
第2	農地及び農業用施設	33
第3	農作物	33
第4	農林災害対策	33
第15節	流出油等災害予防計画	38
第1	計画の方針	38
第2	設備、資器材の整備等	38
第16節	文化財災害予防計画	39
第1	計画の方針	39
第2	文化財	39
第3	史跡、名勝及び天然記念物	39
第4	保全措置	39
第17節	特殊災害予防計画	40
第1	計画の方針	40
第2	特殊車両による交通災害	40
第3	トンネル災害	40
第4	航空機災害	40
第5	放射性物質による災害予防	41
第6	防災設備の整備	41
第18節	避難計画	42
第1	計画の方針	42
第2	避難場所、避難路、避難誘導等	42
第19節	医療計画	43
第1	計画の方針	43
第2	応急医療体制の整備	43
第20節	災害時要援護者の安全確保に関する計画	44
第1	計画の方針	44
第2	在宅災害時要援護者の状況把握	44
第3	避難に関する配慮	44
第4	外国人、旅行者等の安全確保対策	44
第5	防災知識の普及	44
第21節	ボランティアの受入体制の整備	45
第1	基本方針	45
第2	ボランティア受入態勢の整備	45
第3	教育及び相互の連携	45
第4	ボランティアの活動内容	45
第22節	広域応援体制等の整備	46
第1	計画の方針	46
第2	相互応援体制の確立	46
第3	県内消防機関相互応援協定	46
第4	公共機関その他事業者間の相互応援協定等	46
第23節	災害時の生活関連物資等の確保に関する計画	47

第1	計画の方針	47
第2	現況	47
第3	備蓄品の整備目標	47
第4	備蓄倉庫の充実	47
第5	緊急調達体制の整備	47
第24節	緊急輸送の環境整備	48
第1	計画の方針	48
第2	陸上輸送の環境整備	48
第3	航空輸送の環境整備	48
第25節	企業防災の促進	49
第1	計画の方針	49
第2	事業継続計画の策定支援	49
第3	企業の防災活動の推進	49
第4	要配慮者利用施設の避難確保計画等	49
第3章	災害応急対策計画	50
第1節	活動体制計画	50
第1	計画の方針	50
第2	応急活動体制の基本	50
第3	防災活動体制	50
第4	大仙市災害対策本部等	51
第5	災害対策本部会議	54
第2節	職員の動員及び応援要請体制	55
第1	職員参集の基本事項	55
第2	職員の初期対応及び参集における心得	55
第3	職員のとるべき緊急措置	55
第4	応援職員等の要請	55
第5	応急公用負担	55
第6	防災関係機関の活動体制	56
第7	応援の要請	56
第8	応急措置の代行	56
第3節	自衛隊の災害派遣要請計画	57
第1	計画の方針	57
第2	災害派遣の対象	57
第3	派遣要請手続等	57
第4	その他	57
第4節	気象予報等伝達計画	58
第1	計画の方針	58
第2	気象注意報、警報等の種類と発表基準	58
第3	水防警報	61
第4	火災警報	61
第5	特別警報	61
第6	気象予警報等の伝達	62
第5節	災害情報の収集、伝達計画	65

第1	計画の方針	65
第2	情報収集体制及び伝達系統	65
第3	被害状況の収集・伝達等	66
第4	特殊災害発生時の措置	68
第5	県に対する報告	69
第6節	通信運用計画	71
第1	計画の方針	71
第2	通常時における通信連絡	71
第3	非常時における通信連絡	71
第4	通信の統制等	71
第5	防災行政無線施設の応急、復旧対策	71
第7節	広報広聴計画	72
第1	計画の方針	72
第2	広報の内容	72
第3	市広報活動の手段及び実施手順	72
第4	報道機関への発表・協力要請方法等	72
第5	広報資料の作成	72
第6	広聴活動	72
第8節	避難対策計画	73
第1	計画の方針	73
第2	避難情報及び警戒レベル	73
第3	避難の区分及び態様	73
第4	避難の指示及び警戒区域の設定	73
第5	避難誘導	73
第6	避難路及び避難場所の安全確保	73
第7	避難に関する留意事項	73
第8	避難所の開設、運営	73
第9	大規模停電への備え	73
第10	帰宅困難者対策	73
第11	災害救助法を適用した場合の避難所に関する基準	73
第9節	消防・救急救助活動計画	74
第1	計画の方針	74
第2	消防活動	74
第3	情報通信	76
第4	自主防災組織による消火活動	76
第5	救急・救助活動	76
第6	特殊災害発生時の措置	76
第7	防災業務従事者の安全対策	76
第10節	消防防災ヘリコプターの活用計画	77
第1	計画の方針	77
第2	県消防防災ヘリコプターの緊急運航	77
第3	県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等	77
第11節	水防活動計画	78

第1	計画の方針	78
第2	水防組織	78
第3	水防活動	78
第12節	災害警備計画	79
第1	計画の方針	79
第2	災害警備	79
第13節	交通、輸送計画	80
第1	計画の方針	80
第2	輸送の対象	80
第3	輸送網の確保	80
第4	道路の交通規制	80
第5	輸送手段の確保	80
第6	輸送拠点・集積場所	80
第7	災害派遣等従事車両に係る手続き	80
第14節	給食、給水計画	81
第1	計画の方針	81
第2	給食計画	81
第3	給水計画	81
第15節	生活必需物資等供給対策計画	82
第1	計画の方針	82
第2	実施機関	82
第3	生活必需物資の範囲	82
第4	生活必需物資の給与及び貸与の対象者	82
第5	生活必需品の確保及び配分方法	82
第6	県、災害時における相互応援協定の締結自治体等への協力要請	82
第16節	医療救護計画	83
第1	計画の方針	83
第2	初動医療体制	83
第3	傷病別搬送体制	83
第4	収容医療機関	83
第5	医薬品・資器材の確保	83
第6	災害・救急医療情報システムの活用	83
第17節	公共施設等の応急復旧計画	84
第1	計画の方針	84
第2	道路及び橋梁施設	84
第3	河川及び内水排除施設	84
第4	鉄道施設	84
第5	社会福祉施設等	84
第18節	ライフライン施設応急対策計画	85
第1	計画の方針	85
第2	水道施設	85
第3	公共下水道施設	85
第4	農業集落排水処理施設	85

第5	電力施設	85
第6	電信電話施設	85
第7	移動通信設備	85
第19節	危険物施設等応急対策計画	86
第1	計画の方針	86
第2	危険物(石油類等発火性、引火性のあるもの)	86
第3	火薬類	86
第4	高圧ガス	86
第5	LPガス	86
第6	毒物、劇物	86
第20節	防疫、保健衛生計画	87
第1	計画の方針	87
第2	防疫	87
第3	食品衛生	87
第21節	廃棄物処理計画	88
第1	計画の方針	88
第2	実施機関	88
第3	廃棄物処理の方法	88
第4	廃棄物処理施設の応急復旧	88
	88
第22節	行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理・埋葬計画	89
第1	計画の方針	89
第2	行方不明者及び遺体の捜索	89
第3	遺体発見時の措置、搬送等	89
第4	遺体の収容・安置	89
第5	遺体の処理	89
第6	漂流等遺体の処置	89
第7	遺体の引き渡し	89
第8	遺体の埋火葬	89
第9	費用	89
第10	広報	89
第23節	障害物除去計画	90
第1	計画の方針	90
第2	道路関係障害物の除去	90
第3	河川関係障害物の除去	90
第4	住家関係障害物の除去	90
第5	障害物集積所の確保	90
第6	障害物の処理	90
第24節	文教対策計画	91
第1	計画の方針	91
第2	情報等の収集・伝達	91
第3	応急措置	91
第4	応急教育の実施	91

第5	学校施設の緊急使用	91
第6	教科書、学用品の調達及び支給	91
第7	学校給食対策	91
第8	文化財の応急対策	91
第25節	住宅応急対策計画	92
第1	計画の方針	92
第2	応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理	92
第3	公的住宅等の提供	92
第4	被災者への住宅情報の提供	92
第26節	ボランティアの受入計画	93
第1	計画の方針	93
第2	ボランティアの分類	93
第3	ボランティアの受入分野	93
第4	ボランティアとして活動する個人、団体	93
第5	受入体制の確保	93
第6	連携体制	93
第27節	災害救助法の適用計画	94
第1	計画の方針	94
第2	適用基準	94
第3	被害の認定基準	94
第4	災害救助法の適用手続	94
第5	災害救助法による救助の種類と実施権限の委任	94
第6	救助の実施状況の記録及び報告	94
第7	従事命令	94
第8	公用負担計画	94
第9	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	94
第4章	災害復旧計画	95
第1節	市民生活安定のための緊急措置	95
第1	計画の方針	95
第2	被災者の生活確保	95
第3	農林漁業関係対策	95
第4	中小企業関係対策	95
第5	義援金品の受入・配分	95
第2節	公共施設災害復旧事業計画	96
第1	計画の方針	96
第2	災害復旧計画	96
第3	災害復興計画の作成	96
第3節	財政金融計画	97
第1	計画の方針	97
第2	対策	97
第4節	激甚災害の指定に関する計画	98
第1	計画の方針	98

第2	激甚災害指定の手續	98
第3	激甚災害に関する被害状況等の報告	98
第4	激甚災害指定の基準	98
第5	激甚災害に対する援助措置	98
第6	復旧事業の促進	98

第3編 一般災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定に基づく大仙市地域防災計画のうち、一般災害対策に係る総合的な対策であって、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市域における一般災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

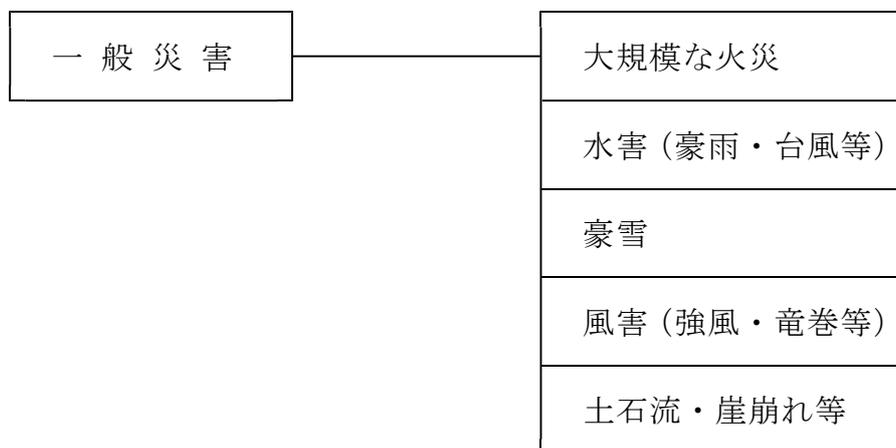
第2節 一般災害の種別

一般災害は、その発生原因により2種類に大別される。1つには異常な自然現象を原因とする、暴風雨、洪水、豪雪、噴火、地震、冷害、干害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈下とされている。

又、二つには人為的な原因により生ずるもので、大規模な火災、爆発、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏、放射性物質の大量放出とされている。

大仙市において、災害救助法が適用されるような大規模な一般災害は、これまで恒常的には発生していないが、それに準ずる程度の災害に見舞われることは十分に予想される。

これらの被害想定を具体的に定める場合は、災害発生の原因、規模、特性等の想定要素が必要である。しかし、現時点で規模、時期を想定することは極めて困難であることから、過去における一般災害の規模と大仙市における社会構造的、自然的現況を考慮して、予想される一般災害を想定してみる。



第3節 災害想定と課題

ここでは、大仙市における過去の災害事例と社会経済的背景及び自然環境から推察して、次の災害について災害想定と課題について掲げてみる。

1 火災

本市の火災状況を過去の推移からみると、出火率は、平均4.04件（人口1万人当りの出火件数）で全国平均の4.8件を下回っており、全国的には10年前と比べると0.2ポ

イント減少の傾向にある。建物火災1件当りの平均損害額は455万円（平成8年～平成17年）となっており、全国平均の224万円を大きく上回っている。

近年は、生活様式の多様化に伴い火災発生要因も多様になっており、また、中高層建築やアパートの増加、交通量の増大などにより消火活動が一層困難になりつつある。

そして、全国的に住宅火災による死傷者が建物火災の9割を占め、その半数以上が高齢者の増加傾向となっている。

このような複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても市民の安全を確保するため、消防力の充実強化と防災に強い街づくりをはじめ、市民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

2 水害

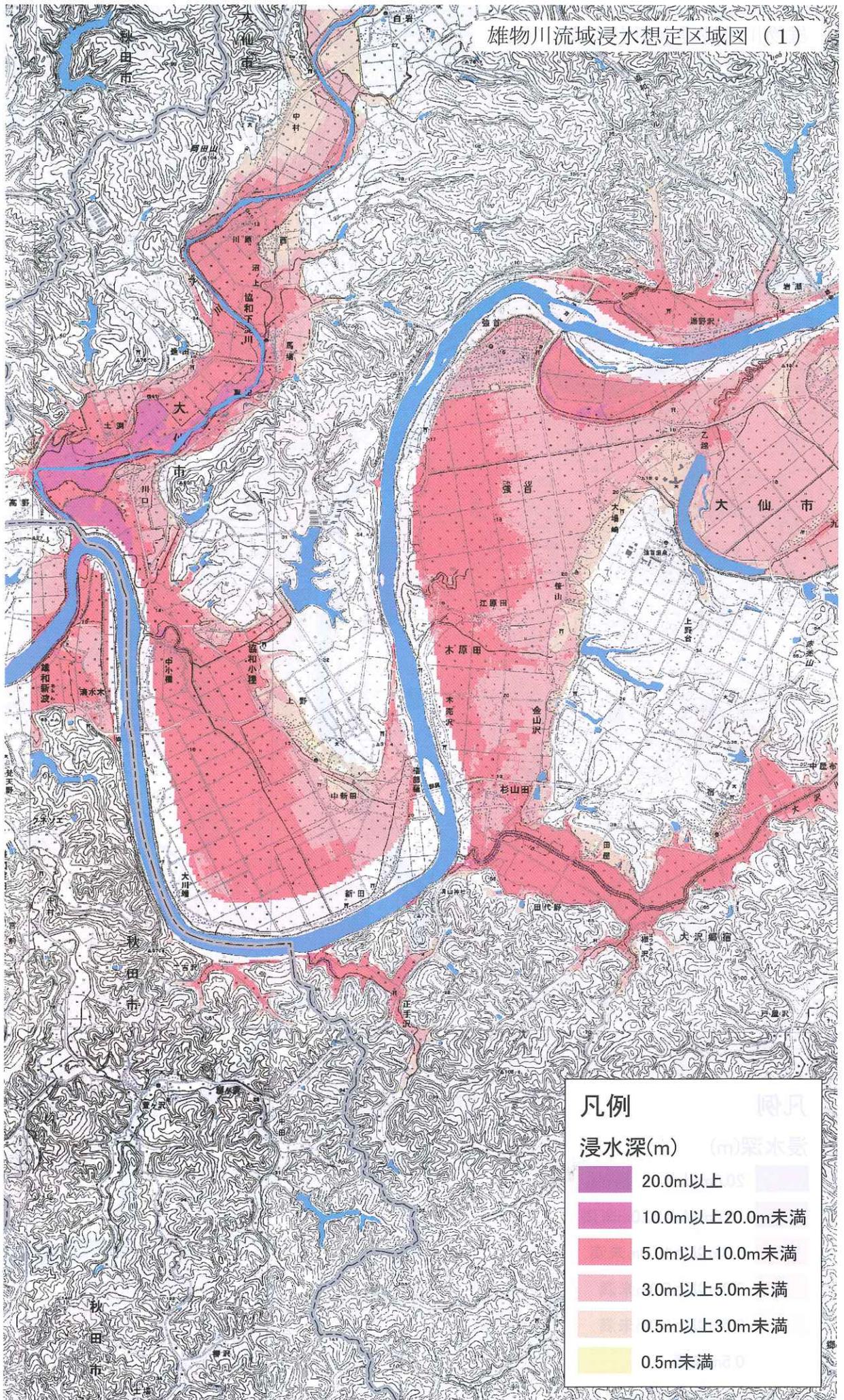
台風、集中豪雨による水害は、毎年のように日本の各地で被害をもたらしている。特に近年においては、洪水のほか内水等により想定を超える浸水被害が多発していることから、国においては、平成27年に水防法を改正し、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定することとした。

当市は、市中央部を雄物川が貫流し、市内において支流の玉川、丸子川、横手川が合流していることから過去において多くの水害が発生し、農作物や家屋などに多大な被害を受けている。雄物川流域の水害対策としては、上流のダム整備や河川改修、堤防整備が進められており、これらの河川の氾濫による水害の発生の可能性は、減少してきている。しかしながら、これらの河川が増水した際には、流入する小規模河川や下水路などの内水の排水対策が重要となっている。また、近年の宅地開発の進展から、短時間の集中的な降雨により小規模水路や道路側溝が溢水し、局地的な浸水などの被害が発生する事例が多発している。

市街地における降雨により路面冠水や住宅浸水等のおそれのある区域については、洪水ハザードマップの作成や雨水排除施設等の充実を図ることも必要であり、排除先である小河川等の流下及び貯留能力等を勘案のうえ、総合的見地から水害防止対策を講じる必要がある。

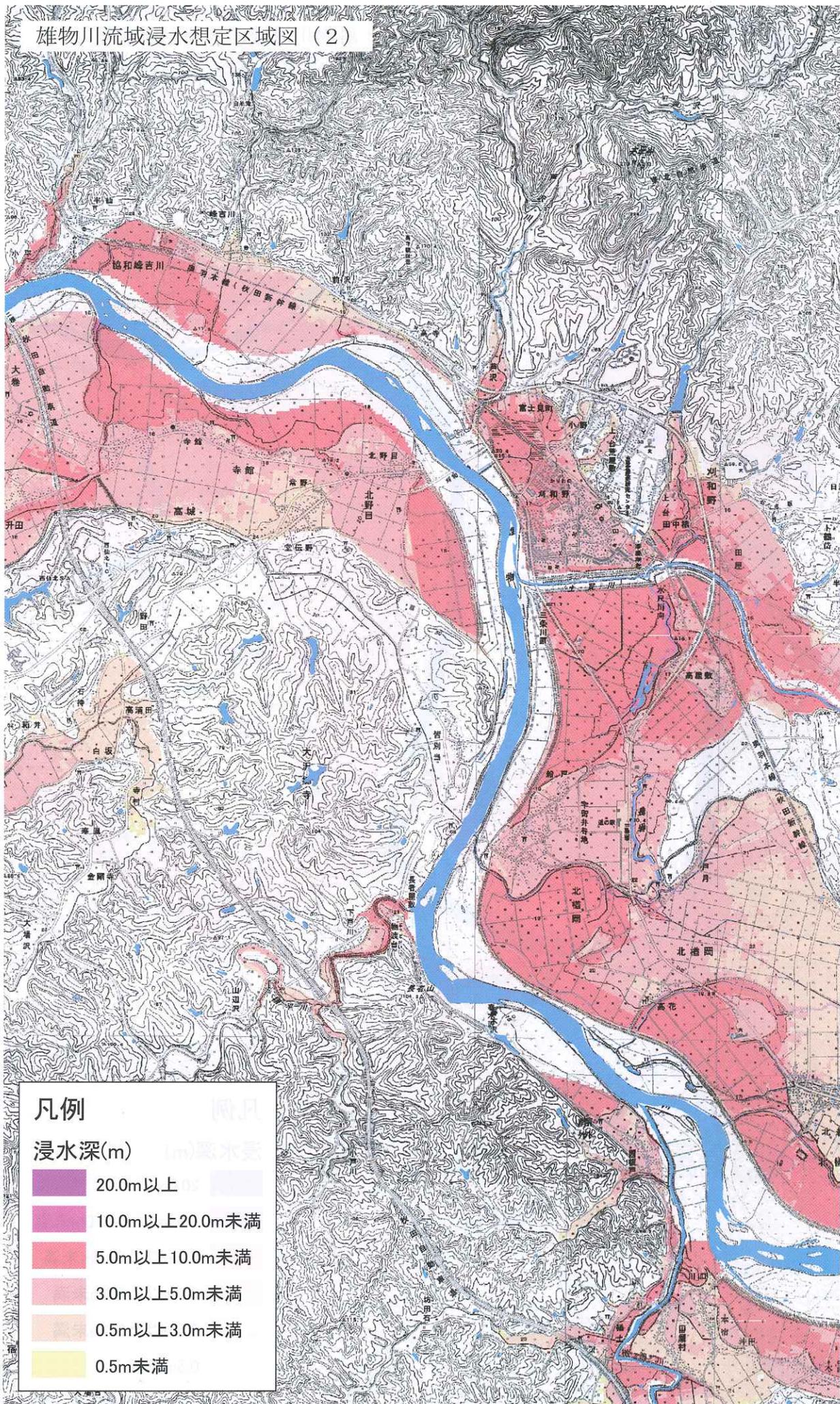
雄物川水系及び秋田県管理河川の浸水想定区域（想定最大規模）は、次頁以降のとおり。（資料 湯沢河川国道事務所・秋田県）

雄物川流域浸水想定区域図（1）



凡例	
浸水深(m)	
	20.0m以上
	10.0m以上20.0m未満
	5.0m以上10.0m未満
	3.0m以上5.0m未満
	0.5m以上3.0m未満
	0.5m未満

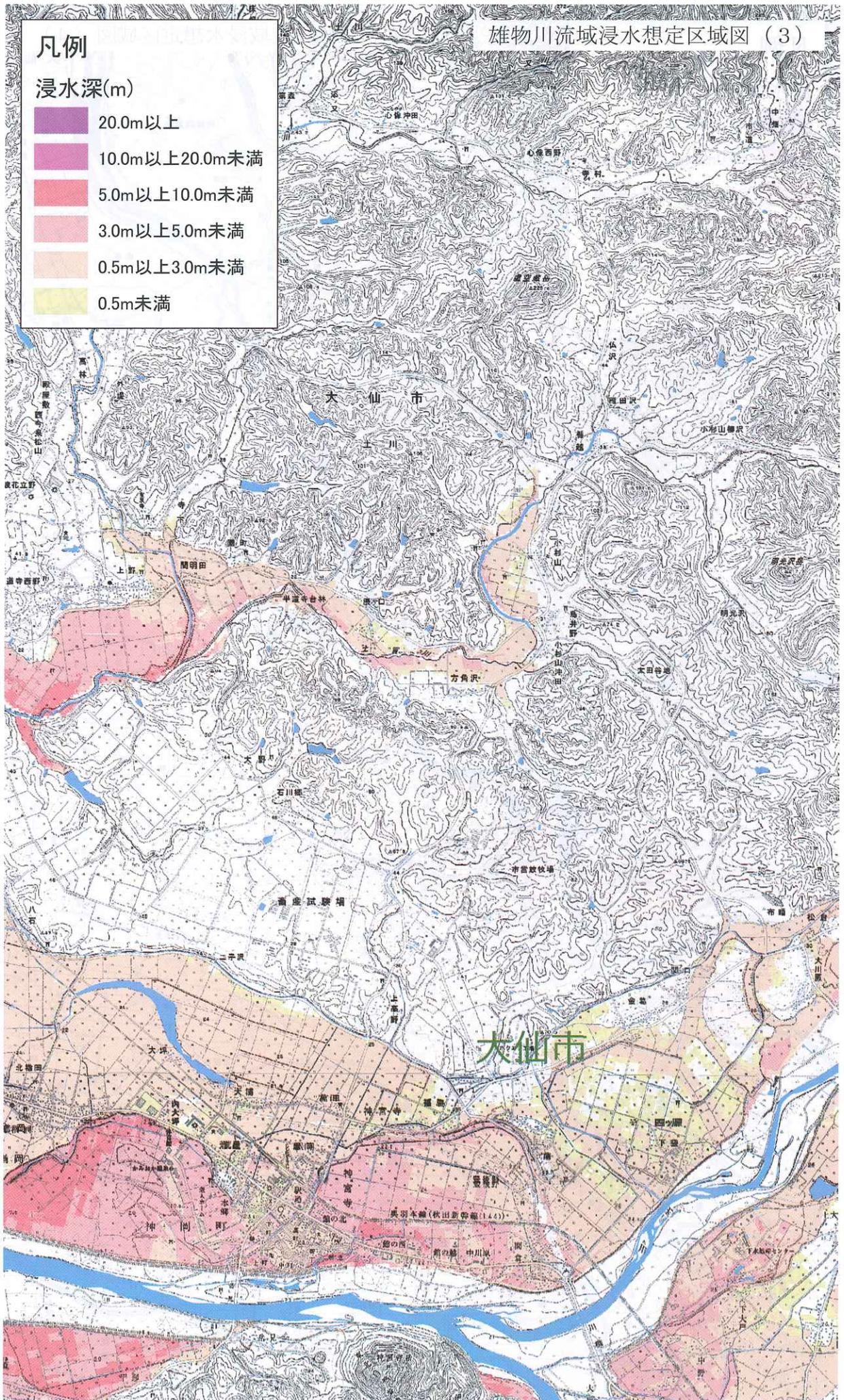
雄物川流域浸水想定区域図（2）



凡例

浸水深(m)

- 20.0m以上
- 10.0m以上20.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 0.5m未満

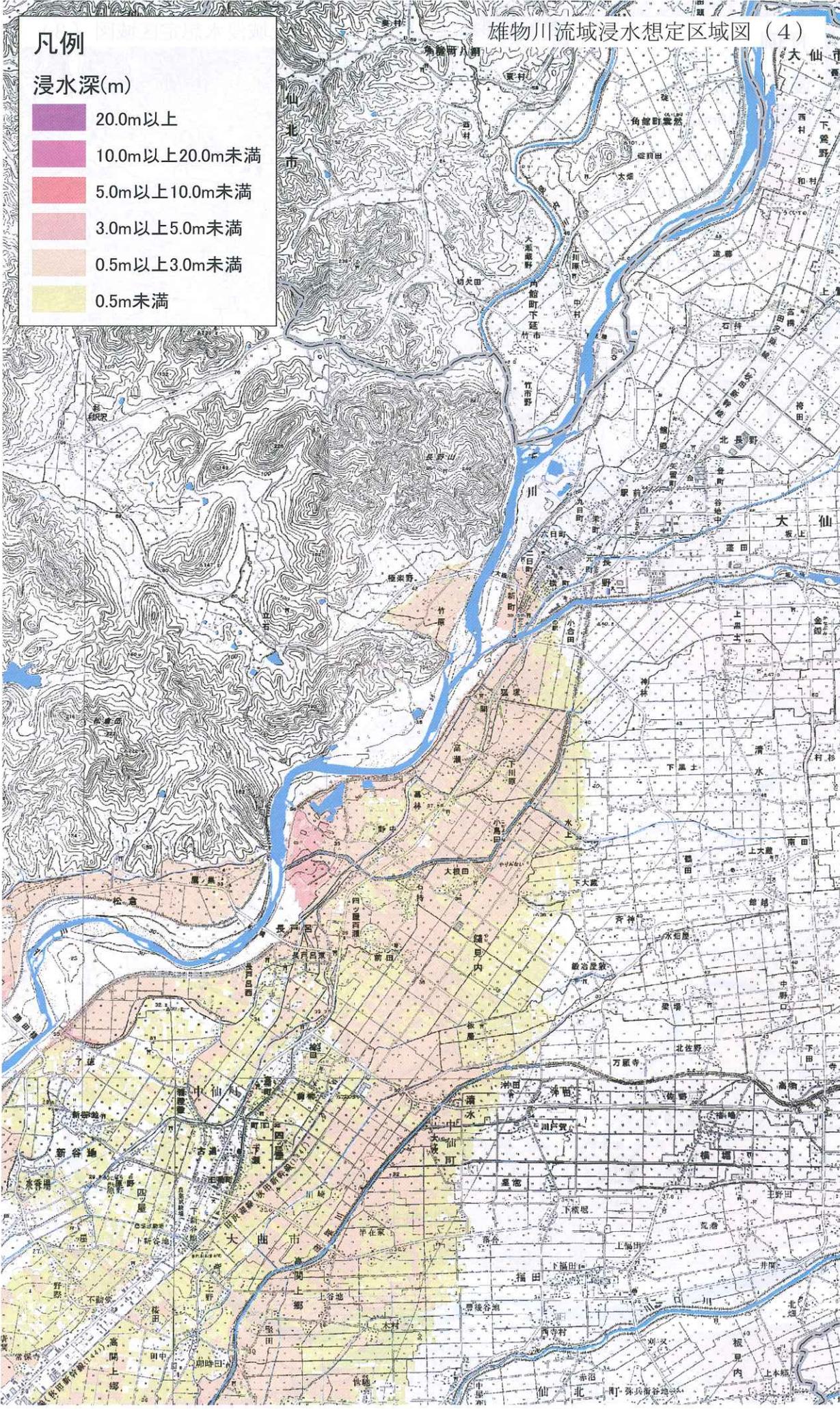


雄物川流域浸水想定区域図(4)

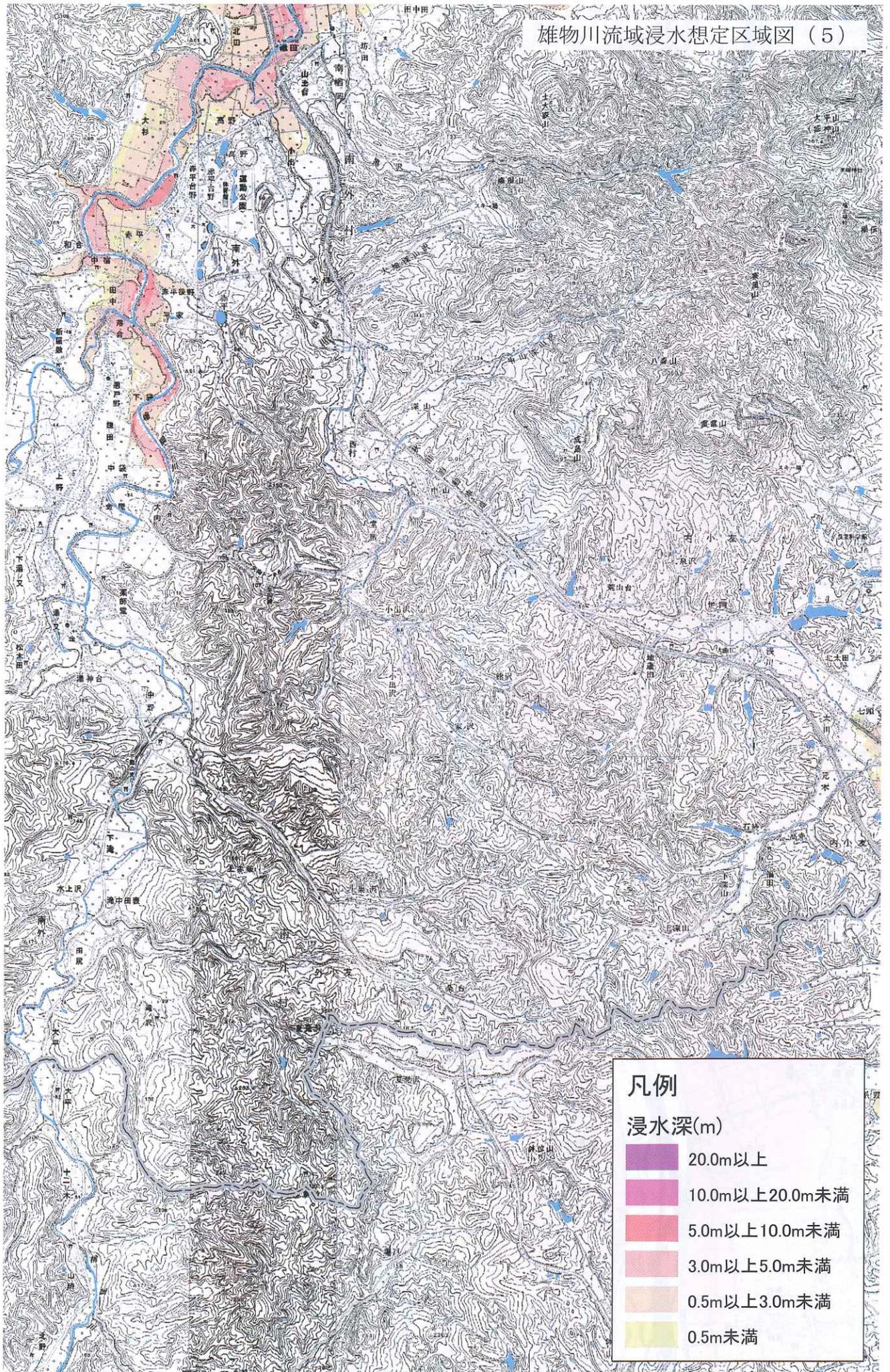
凡例

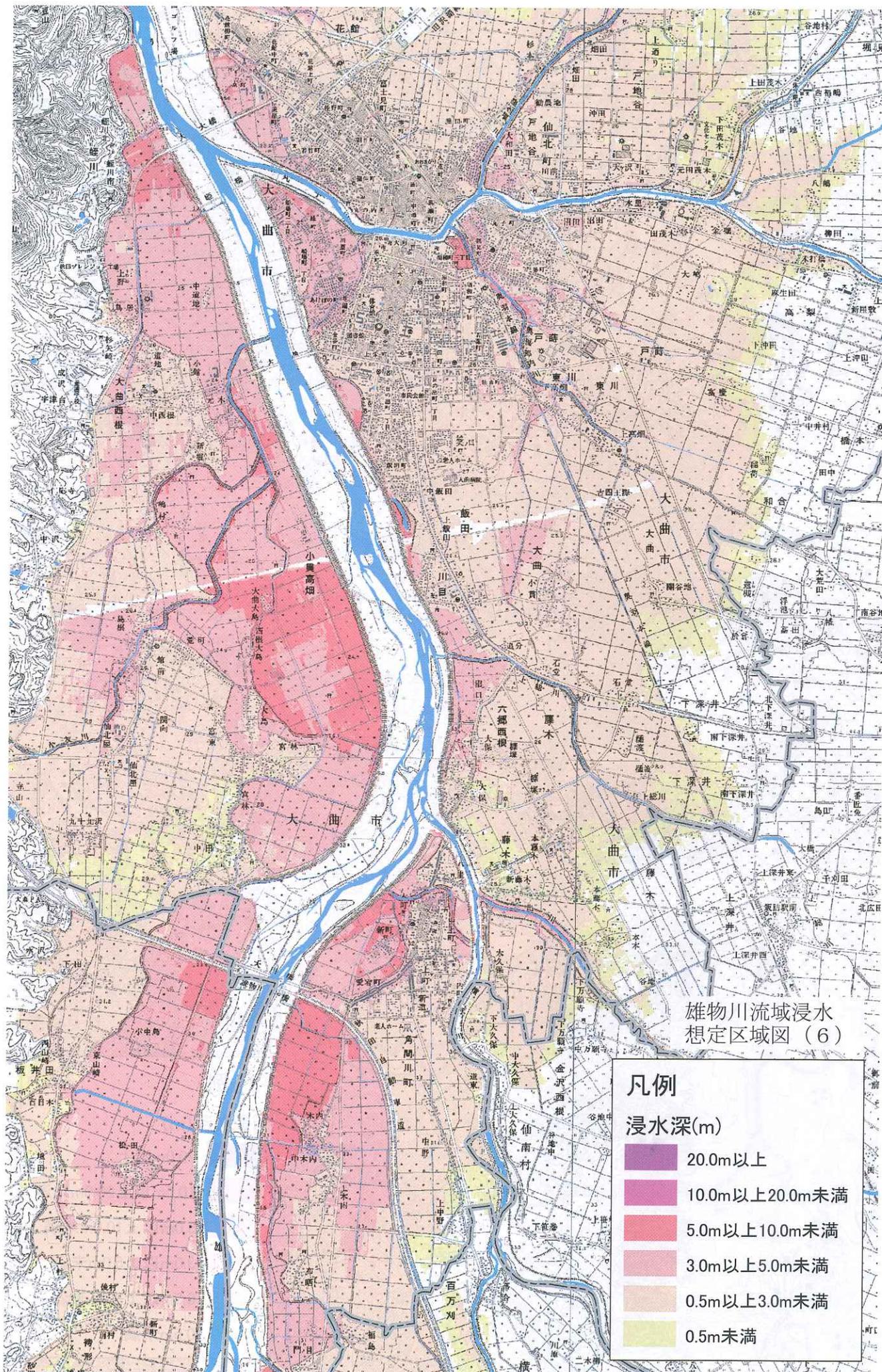
浸水深(m)

20.0m以上
10.0m以上20.0m未満
5.0m以上10.0m未満
3.0m以上5.0m未満
0.5m以上3.0m未満
0.5m未満



雄物川流域浸水想定区域図（5）

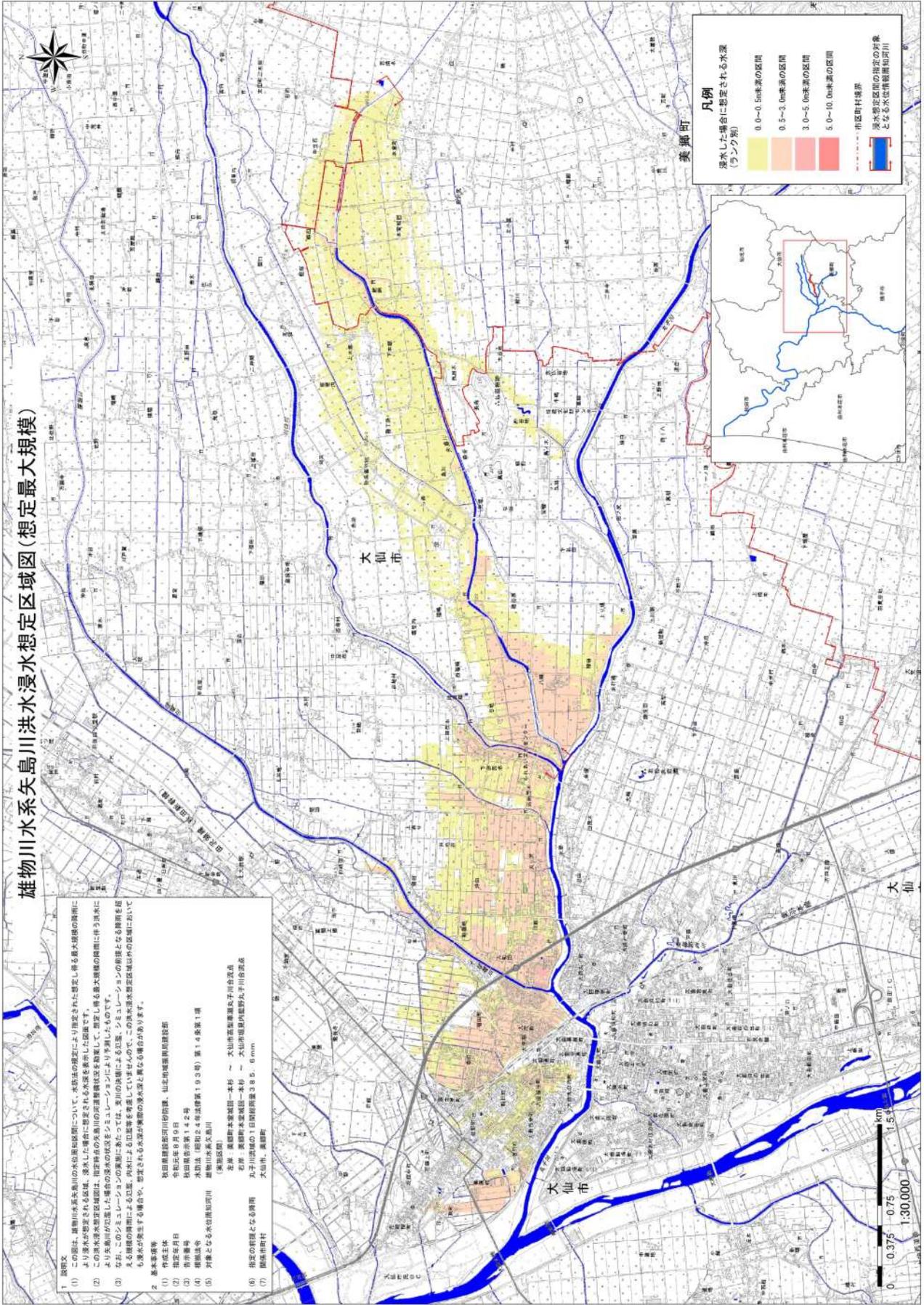




雄物川流域浸水
想定区域図(6)

凡例	
浸水深(m)	
	20.0m以上
	10.0m以上20.0m未満
	5.0m以上10.0m未満
	3.0m以上5.0m未満
	0.5m以上3.0m未満
	0.5m未満

雄物川水系矢島川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



この図は、雄物川水系矢島川の水位想定期間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合には、浸水した区域に想定される浸水高を算出した浸水想定区域図である。

この洪水浸水想定区域図は、指定特定河川(雄物川)の洪水浸水想定区域図として、想定し得る最大規模の降雨に伴う浸水により矢島川が氾濫した場合は、雄物川の浸水高をシミュレーションにより予測したものである。

なお、このシミュレーションの前提にあたっては、矢島の流域による浸水、シミュレーションの前提となる浸水高、浸水した区域による浸水高、浸水した区域以外の区域において浸水高が異なる場合や、想定される浸水高の浸水高と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 秋田県建設部河川防犯課、山形県建設部河川防犯課

(2) 指定年月日 令和元年8月9日

(3) 指定区域 雄物川水系矢島川

(4) 指定区域 雄物川水系矢島川

(5) 対象となる水位想定区域 雄物川水系矢島川

(6) 指定の浸水となる降雨 大仙市、美郷町

(7) 関係自治体 大仙市、美郷町

3 参考資料

雄物川水系矢島川一本杉 大仙市雄物川水系矢島川一本杉

雄物川水系矢島川一本杉 大仙市雄物川水系矢島川一本杉

雄物川水系矢島川一本杉 大仙市雄物川水系矢島川一本杉

凡例

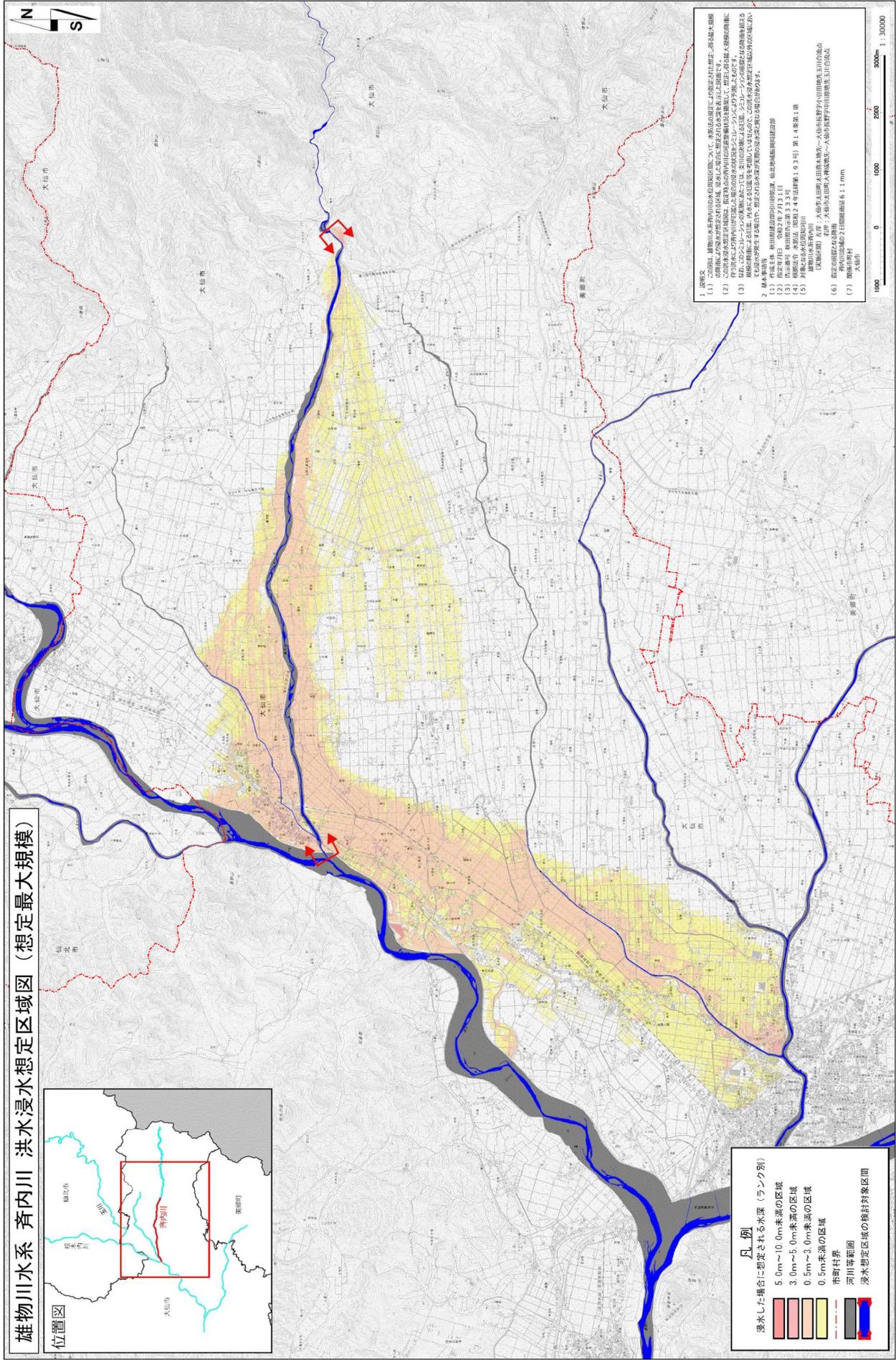
浸水した場合に想定される水深(ラック別)

- 0.0~0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域

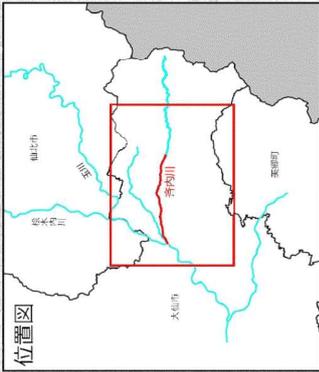
指定特定河川

指定特定区域の指定の浸水となる水位想定区域図

この地図は、国土地理院の承認を得て、国土地理院の電子地図(2500)を基に作成したものである。承認番号 令和元年第276号。承認を得て作成した複製品を第三者が勝手に複製する場合には、国土地理院の承認を得なければならない。



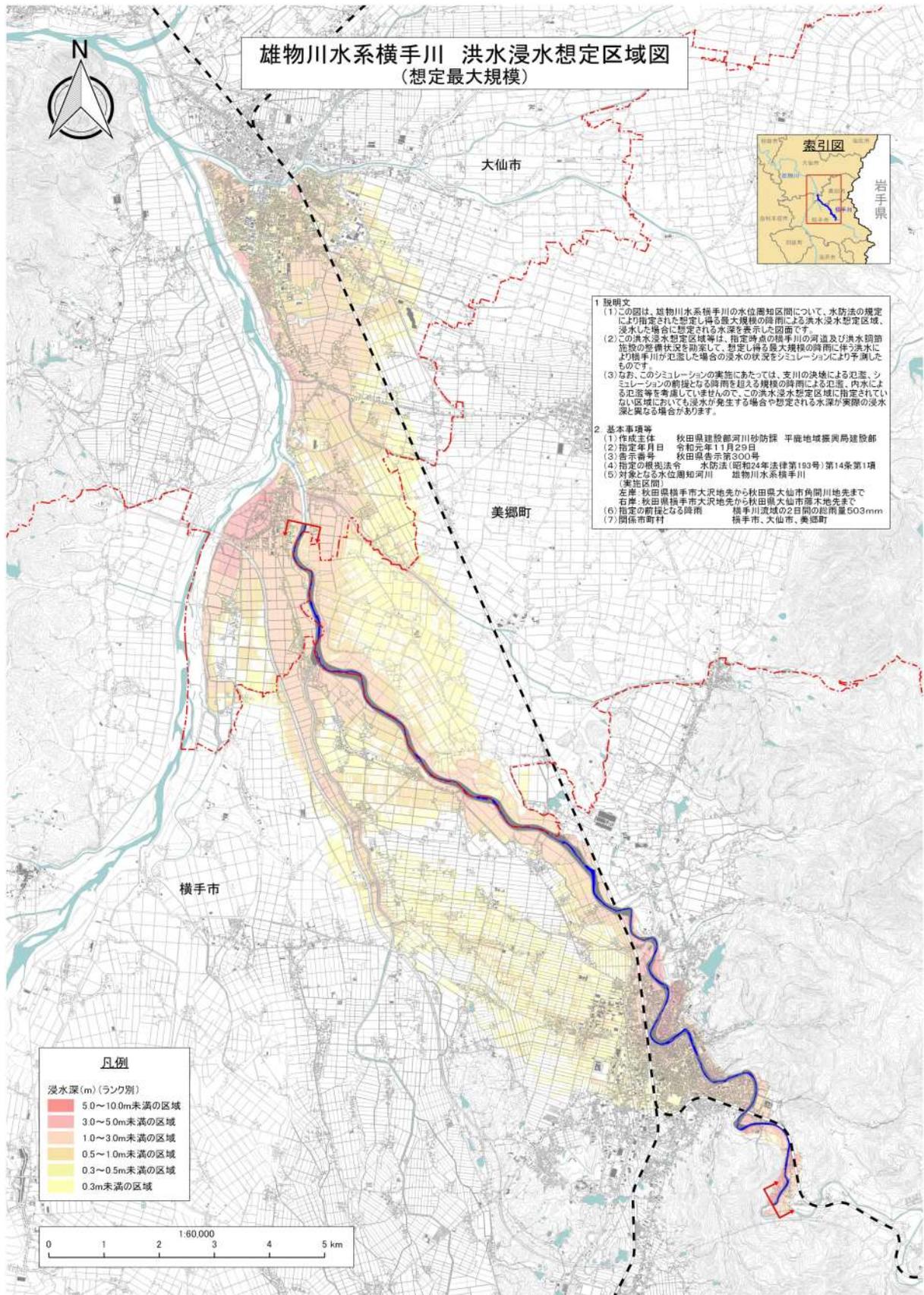
雄物川水系 斉内川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



- 凡例**
- 浸水した場合に想定される水深（ランク別）
- 5.0m~10.0m未満の区域
 - 3.0m~5.0m未満の区域
 - 0.5m~3.0m未満の区域
 - 0.5m未満の区域
- 市町界
河川等範囲
浸水想定区域の検討対象区間

1. 浸水想定区域
- (1) 浸水想定区域は、雄物川水系の各河川において、河川敷の堤防が破綻した場合に想定される浸水想定区域を示す。
 - (2) 浸水想定区域は、雄物川水系の各河川において、河川敷の堤防が破綻した場合に想定される浸水想定区域を示す。
 - (3) 浸水想定区域は、雄物川水系の各河川において、河川敷の堤防が破綻した場合に想定される浸水想定区域を示す。
2. 浸水想定区域の範囲
- (1) 作成主体 秋田建設部河川課河川課、雄物川建設部河川課
 - (2) 作成日 令和2年7月31日
 - (3) 作成場所 秋田県庁河川課
 - (4) 関係法令 河川法 河川24条第1項、第14条第1項
 - (5) 関係法令 河川法 河川24条第1項、第14条第1項
 - (6) 関係法令 河川法 河川24条第1項、第14条第1項
 - (7) 関係法令 河川法 河川24条第1項、第14条第1項

資料元：国土院「雄物川水系浸水想定区域図（浸水）R.2.HF.39」
 本図は複製を禁ずる場合は、国土院の長の承認を得なければならぬ。



**雄物川水系横手川 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)**

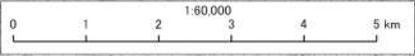


- 1 説明文**
- (1) この図は、雄物川水系横手川の水位圏知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域等は、指定地点の横手川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により横手川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- (1) 作成主体 秋田県建設部河川防犯課 平鹿地域振興局建設部
 - (2) 指定年月日 令和元年11月29日
 - (3) 告示番号 秋田県告示第300号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 - (5) 対象となる水位圏知河川 雄物川水系横手川
(指定区間) 左岸: 秋田県横手市大沢地先から秋田県大仙市角間川地先まで
右岸: 秋田県横手市大沢地先から秋田県大仙市湯木地先まで
 - (6) 指定の前提となる降雨 横手川流域の2日間の総雨量503mm
 - (7) 関係市町村 横手市、大仙市、美郷町

凡例

浸水深(m) (ランク別)

5.0~10.0m未満の区域
3.0~5.0m未満の区域
1.0~3.0m未満の区域
0.5~1.0m未満の区域
0.3~0.5m未満の区域
0.3m未満の区域



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第1611号)」

3 雪害

本市は県南部の豪雪地帯に位置し、12月から3月までは積雪期となる。令和2年度から令和6年度の年間累計降雪量の平均は545cm、年間最大積雪深の平均は123cmに達する。

過去においては、豪雪により道路や鉄道が不通となり、市民生活に大きな影響を与える被害が発生しているが、近年、除排雪機械や流雪溝など施設面の整備が進んだ結果、交通の途絶といった大きな被害を受けることは少なくなっている。

しかしながら、強い北西の季節風に伴い吹雪も多く、凍結と降雪による道路障害や、時にどか雪による建築物の倒壊、また、融雪期にあつては水害が発生するおそれがあり、警戒が必要である。

4 風害

季節風による強風や台風による災害はこれまでもたびたび繰り返されてきた。特に農作物の被害が大きく、果樹木、稲の倒伏等があげられる、また、屋根、トタンのはがれ等の建物被害も十分考えられ、さらに飛散物による人的被害にも十分考慮し、警戒する必要がある。

また、人的被害の防止には防災訓練の実施や知識の普及啓発を図り、避難指示等の判断・伝達マニュアルなどの定期的な見直しが必要である。

第4節 既往の一般災害

災害は自然災害と人為災害に分けられるが、本市の過去における自然災害をみると、その規模、被害額において、集中豪雨、台風、雪害等が大きい。

人為的災害としては火災があげられるが、建築物の防火構造普及、消防力の充実・強化、道路網の整備と市民の防火意識の高揚で被害を最小限にとどめている。

参照：既往の主な被害状況は、「総則 過去の主な水害・雪害・風害等の記録」

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から「自ら守り、お互いに助け合う」という意識と行動が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、災害対策活動に備え職員の意識啓発を積極的に行うとともに、平常時から防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとする。

第2 防災関係職員に対する防災教育

(第2編P17に準ずる)

第3 一般住民に対する防災知識の普及

(第2編P17に準ずる)

1 災害予防運動期間

震災対策編に記載する地震防災予防以外の運動期間は、次のとおりである。

(1) 火災予防に関する期間

ア 山火事予防運動	4月 1日～ 5月31日
イ 春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
ウ 秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
エ 文化財防火デー	1月26日

(2) 風水害予防に関する期間

6月～9月

(3) 土砂災害防止月間

6月 1日～ 6月30日

(4) 雪害防止に関する期間

12月～3月

ア 雪崩防災週間

12月 1日～12月 7日

(5) その他災害予防に関する期間

ア 水防月間	5月 1日～ 5月30日
イ 県民防災意識高揚強調週間	5月20日～ 5月26日 (県民防災の日5月26日)
ウ 危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
エ 国民安全の日	7月 1日
オ 水難事故防止強調運動	7月 1日～ 8月31日
カ 火山防災の日	8月26日
キ 防災週間	8月30日～ 9月 5日 (国民防災の日9月1日)
ク 津波防災の日	11月5日
ケ 防災ボランティア週間	1月15日～ 1月21日

- 第4 学校を通じた防災知識の普及
(第2編P18に準ずる)
- 第5 防災上重要な施設の管理者等の教育
(第2編P19に準ずる)
- 第6 事業所における防災教育
(第2編P20に準ずる)
- 第7 防災に関する意識調査
(第2編P20に準ずる)

第2節 自主防災組織等の育成計画

(総務部、消防本部)

第1 計画の方針

災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、災害の防止または軽減を図るため、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、自主防災組織の積極的な結成を推進し、自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行って連携を図っていくものとする。

第2 地域住民等の自主防災組織

(第2編P21に準ずる)

第3 事業所の自衛消防組織等

(第2編P22に準ずる)

第3節 防災訓練計画

(各機関)

第1 計画の方針

防災訓練は、災害の発生に備え、県、市及び防災関係機関、地域安全活動の中核となる自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び地域住民が相互に緊密な連携のもとに、救助、救護避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、有事即応体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

県、市及び防災関係機関はそれぞれの相互応援協定等に基づき、行政区域または所管区域を越えて広域合同訓練の実施に努める。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮する。また、訓練後に評価を実施して課題等を整理し、必要に応じて体制の改善を図る。

第2 現況

市及び各防災関係機関は、市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発のうえからも、防災上極めて重要な役割を担っている。

第3 訓練の区分

(第2編P24に準ずる)

第4 訓練の実施方針

(第2編P26に準ずる)

第5 事後評価

(第2編P26に準ずる)

第4節 災害情報の収集、伝達計画

(各部局、各機関)

第1 計画の方針

災害が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など、速やかな応急対策を実施するために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。さらに、災害時には、通信施設の損壊や電話線の切断等、通信機能への被害も予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

第2 情報収集伝達体制

(第2編P29に準ずる)

第5節 通信施設災害予防計画

(企画部、総務部、消防本部、大仙警察署、N T T東日本(株)秋田支店、(株)N T Tドコモ東北支社秋田支店)

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要であることから、各機関は災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

第2 通信施設

(第2編P30に準ずる)

第3 警察無線施設

(第2編P31に準ずる)

第4 N T T東日本株式会社秋田支店施設

(第2編P31に準ずる)

第5 (株)N T Tドコモ東北支社秋田支店

(第2編P32に準ずる)

第6 その他の通信施設

(第2編P33に準ずる)

第6節 水害予防計画

(総務部、農林部、建設部、消防本部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、仙北地域振興局建設部、仙北地域振興局農林部)

第1 計画の方針

融雪、大雨、集中豪雨により、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので、大仙市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

また、ハザードマップの配布、ホームページ上の公表に加え、標識を利用した市街地における想定浸水深等の積極的な表示により、円滑・迅速な避難の確保に努める。

あわせて、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を検討し、評価にあたっては、浸水深や発生頻度等を踏まえるよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第2 河川施設

(第2編P34に準ずる)

第3 ダム施設

(第2編P35に準ずる)

第4 ため池施設

(第2編P35に準ずる)

第5 水防全体について

水防全体については「大仙市水防計画」による。

第7節 火災予防計画

(総務部、農林部、経済産業部、消防本部、県仙北地域振興局農林部、森林組合)

第1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等のほか、レジャー等による入山者の増加により、火災発生危険が増大しており、これに対処するため消防力の強化、充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察等を実施して、火災の発生を防止する。

第2 一般火災

1 現況

消防機関は県と一体となって、消防力の充実強化と住民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

2 対策

消防機関は次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

消防職員及び団員の充足を図るとともに、消防施設及び資器材を整備して消防力を強化する。

(2) 火災警報等の発令

市長は、知事から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険と認める場合は、遅滞なく火災警報等を発令する。

火災警報及び火災注意報発令基準

区分	基準	周知の方法
火災警報	風速15メートルを超える時 実効湿度60%以下で、最少湿度25%以下の時 風速10メートル以上で、最少湿度30%以下の時	サイレン広報車等
火災注意報	風速10メートルを超える時 実効湿度60%以下で、最少湿度40%以下の時 実効湿度70%以下で、風速5メートル以上、最少湿度40%以下の時 乾燥注意報が発令された時は、原則として発令すること。ただし、降雨雪の場合は、発令しないこともある。 前項のほか、前数日間の状況及び時後の状況も勘案する。	広報車等

(3) 予防査察

消防長または消防署長は、必要に応じて関係の場所への予防査察を実施する。

(4) 防火管理者制度の徹底指導

学校、病院、工場、旅館、興業場、文化財等特殊建築物における防火管理者制度及び業務の徹底について指導する。

- (5) 火災予防条例等の普及徹底
市民に対し、火災予防条例等火災予防に関する規則の普及徹底を図る。
- (6) 自主防災組織等の火災予防体制の充実強化
自治会等の自主防災組織を強化し、組織的な初期消火能力の向上を図る。

第3 林野火災

1 現況

当市の林野火災の発生は、当市とその近隣の発生状況を含め過去10年間（平成27年～令和6年）の合計で20件、焼損面積も3,028 a となっている。

林野火災発生原因の大部分は、野焼き、たばこなど人為的なものであることに鑑み、次の対策を推進する。

2 対策

林野火災は、失火によるものが大部分であるので、県、市及び関係機関が協力して次の施策を推進する。

(1) 広報宣伝の充実

山火事の発生するおそれのある時期に、重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

- ア 山火事予防運動の実施 4月1日～5月31日
- イ ポスター、標示板等の設置
- ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及
- エ 報道機関を通じての啓発宣伝

(2) 火入れに対する許可

火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。

(3) 消防資器材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資器材の近代化と備蓄を積極的に推進する。

(4) 空中消火体制の整備

市は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制整備を図る。

なお、林野火災の状況によっては、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼し、空中消火を実施する。

第8節 危険物施設等災害予防計画

(消防本部、仙北地域振興局福祉環境部)

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、防災資器材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して危険物施設等の安全確保を図る。

第2 危険物

(第2編P39に準ずる)

第3 火薬類

(第2編P39に準ずる)

第4 高圧ガス

(第2編P40に準ずる)

第5 LPガス

(第2編P40に準ずる)

第6 毒物、劇物

(第2編P41に準ずる)

第7 放射線物質

(第2編P41に準ずる)

第8 危険物等運搬車両

(第2編P42に準ずる)

第9節 建造物等災害予防計画

(各機関)

第1 計画の方針

建築物の耐火、不燃化の促進、風水害等による建造物の損害を予防するための対策について都市計画等と合わせて実施する。

第2 公共建造物等

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、施設の点検、耐火・不燃性等安全の確保に努めている。

2 対策

市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検、整備に努める。

第3 一般の建造物

1 現況

市街地の大火災を防止するため、都市計画法により商業地域及び近隣商業地域を準防火地域に指定し、都市の不燃化に努めている。

2 対策

- (1) 建築関係法令の普及徹底を図る。特に市街地における耐火、不燃化を推進し、建築物の災害を予防する。
- (2) 特殊建築物については、定期点検報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努める。
- (3) 防火診断及び各種融資制度の周知によって、防災化の促進に努める。
- (4) 積雪期における建築物の倒壊防止のため、降雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施する。

第10節 土砂災害予防計画

(農林部、建設部、東北森林管理局、仙北地域振興局建設部、仙北地域振興局農林部)

第1 計画の方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めることが重要である。このため、市では地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに危険区域からの住宅移転等総合的な対策を推進する。

あわせて、水害リスクを踏まえた防災まちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2 地すべり、急傾斜地崩壊

(第2編P46に準ずる)

第3 土石流

1 現況

本市の急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり、砂防指定地、土石流危険溪流、山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地については1,443箇所あるが、これまで大規模な災害の発生はない。

2 対策

(1) 土石流対策

山腹崩壊またはその後の降雨等によって発生する土石流対策を県とともに次のとおり推進する。

ア 土石流に対処するための砂防工事を促進する。

イ 土石流危険溪流に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。

ウ 土石流及び危険溪流周辺住民の警戒避難体制について指導する。

エ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。

(2) 警戒、避難基準

警戒、避難基準は、原則として降雨量等に基づいて設定する。ただし、市民に対しては、過去における土石流、大雨による被害、道路の状況、警戒避難のため基準雨量等を参考にしながら、次の場合は自発的に警戒避難するように指導する。

ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえる場合

イ 溪流の水が急に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れが堰止められたおそれがある。）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流付近の斜面において落石や崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合

警戒避難基準雨量表

気象状況 区分	前日までの連続 雨量が100mm以上 あった場合	前日までの連続 雨量が10～100mm あった場合	前日までの降雨 がない場合	対 策
第1警戒態勢	当日の日雨量が 50mmを超えたとき	当日の日雨量が 80mmを超えたとき	当日の日雨量が 100mmを超えたとき	危険区域の警巡 視、住民に対す る広報
第2警戒態勢	当日の日雨量が 50mmを超え、時 間雨量が30mm程 度の強雨が降り 始めたとき	当日の日雨量が 80mmを超え、時 間雨量が30mm程 度の強雨が降り 始めたとき	当日の日雨量が 100mmを超え、時 間雨量が30mm程 度の強雨が降り 始めたとき	住民への避難情 報の発令

(3) 予報、警報及び避難命令

ア 予報、警報及び避難命令は、迅速かつ正確に地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、地域住民自ら異常発生時には的確に判断できる体制をとるよう指導する。

予報、警報の伝達はテレビ等によるものとし、避難命令については、第3章 災害応急対策計画 第7節 広報広聴計画により実施する。

イ 関係機関は、住民に対し警報を伝達するとともに避難誘導にあたる。特に避難誘導にあたっては要配慮者に十分配慮するものとする。

(4) 避難の方法

避難の方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等、安全な方法を地域住民に周知徹底するよう指導する。

(5) 避難の場所

ア 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。

イ 保全対象人家からできる限り近距離にあること。

(6) その他

土石流により5戸未満の人家に被害が生じるおそれのある渓流及び新たに家屋の建築されることが予想される渓流についても、必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努めるものとする。

第4 山地

1 現況

本市では、これまで山地崩壊による被害発生は少ないが、急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、大雨等による山地崩壊が予想される。これを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の促進に努めている。

2 対策

県では、融雪や大雨等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、国で定めた森林整備保全事業計画に基づき計画的な整備を進めている。

(1) 災害に強い地域づくり

ア 融雪や大雨等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策の推進

(ア) 豪雨、地震等多様な自然現象に起因する山地災害に応じて、適宜該当地域の見回りを行う等、潜在的崩壊危険区域の発見に努め、予防対策を推進する。

(イ) 山腹崩壊危険地、崩壊土石流危険地に関する資料を関係住民に提供するとともに、表示板等を設置して周知徹底を図る。

(ウ) 山腹崩壊危険地、崩壊土石流危険地周辺に居住する住民の警戒避難体制を確立する。

(エ) 山腹崩壊危険地、崩壊土石流危険地に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、災害及び降雨時の対応等について地域住民に周知徹底を図る。

イ 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め重点的な治山事業の実施

ウ 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

(2) 水源地域の強化機能

ア 水資源の確保を図るため、複層林等の非間伐材と、渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画かつ効果的な推進

イ ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土石流防止対策を推進

ウ 森林と溪流・湧水等とが一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等の積極的な実施

(3) 予報・警報、避難命令

予報、警報及び避難命令は、迅速かつ的確に地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、異常気象時に地域住民自らの確に判断できるように指導する。

(4) 避難場所・方法等

ア 避難方法は、安全な方法を地域住民に周知徹底するよう指導する。

イ 保全対象施設からできるかぎり近距離にあること。

第5 雪崩

(第2編P48に準ずる)

第6 災害危険区域からの住宅移転

(第2編P49に準ずる)

第7 要配慮者利用施設における防災体制の確立

(第2編P49-1に準ずる)

第 1 1 節 公共施設災害予防計画

(健康福祉部、建設部、上下水道局、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、県仙北地域振興局建設部、秋田県建設部下水道マネジメント推進課、東日本旅客鉄道(株)秋田支社、東北電力(株)秋田支店、社会福祉施設、病院)

第 1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電力、鉄道等の公共施設は住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

第 2 道路及び橋梁施設

(第 2 編 P 50 に準ずる)

第 3 水道施設

(第 2 編 P 51 に準ずる)

第 4 下水道施設

(第 2 編 P 52 に準ずる)

第 5 農業集落排水処理施設

(第 2 編 P 53 に準ずる)

第 6 電力施設

1 現況

当市で消費する電力のほとんどは県内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため電力施設の防災性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策

(1) 設備の強化と保全

ア 発電施設

(ア) 構築物、付属設備及び防護設備を整備する。

(イ) 耐雷遮へい、避雷器の適正更新を行う。

(ウ) 重点系統保護継電装置を強化する。

イ 送電設備

(ア) 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。

(イ) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。

(ウ) 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。

(エ) 各種避雷装置等の増強による耐雷対策を強化する。

ウ 通信設備

(ア) 主要通信システムのグループ化に努める。

(イ) 移動無線応援体制を強化する。

(ウ) 無停電電源及び予備電源を強化する。

(2) 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施）する

(3) 災害復旧体制の確立

ア 非常体制の発令と復旧要員を確保する。

イ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 情報連絡体制の確立

ア 気象台との連携を図り、災害発生に関する情報についての連携を密にし、的確な情報の収集及び伝達に努める。

イ 自家用、特高需要家との連絡協調体制を確立し、保安上の注意喚起を行う。

ウ テレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体を活用し、電気保安上の注意点についてのPR活動を実施する。

(5) 防災訓練の実施

ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、または総合的に実施する。

イ 各防災機関の実施する訓練に参加する。

第7 鉄道施設

1 現況

鉄道施設を災害から防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的の実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

2 対策

(1) 橋梁の改修及び維持補修に努める。

(2) 河川改修に伴う橋梁の改良に努める。

(3) 法面、土留の維持補修を行う。

(4) 落石防止設備を強化する。

(5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。

(6) 建物等の維持補修に努める。

(7) 線路周辺的环境変化に応ずる災害予防を強化する。

(8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。

(9) その他防災上必要な設備の改良に努める。

第8 社会福祉施設等

1 社会福祉施設（第2編P55に準ずる）

2 病院等（第2編P55に準ずる）

第12節 風害予防計画

(各部局、消防本部)

第1 計画の方針

台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して、建物の補強等について指示し、風害の予防を図る。

また、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防及び前線通過による大雨被害の防止を図る。

第2 台風等

1 現況

当市における台風被害は、年に1～2回程度である。また、低気圧や寒冷前線通過による強風及び突風の発生がみられる。

2 風災害の特質

台風や低気圧による強風、寒冷前線通過による突風により人的被害や建物、樹木、電柱等の倒壊等の被害が発生する。また、強風時の火災は、大火となる可能性があり、火災予防の対策も必要となる。

3 対策

(1) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。

ア 火災予防の広報、査察を実施して、警戒心を高揚させる。

イ 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。

ウ 消火資器材及び消防水利の点検を実施する。

エ 消防団員は、分団区域の警戒を実施する。

(2) 台風の襲来に伴う大雨による被害を防止するため、水防対策を確立する。

(3) 各学校の管理者は、校舎、建物を点検し、老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校中止または集団下校等の安全措置を実施する。

(4) 家屋、施設等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。

ア はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。

イ 棟木、母屋、梁等をカスガイで止め、トタンは垂木を打ち補強する。

ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。

エ 必要により避難の準備をする。

第13節 雪害予防計画

(各部局、県仙北地域振興局建設部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、大仙警察署、東日本旅客鉄道(株)秋田支店)

第1 計画の方針

雪害による地域経済の停滞を防止し、市民生活の安定を図るため、主要道路等の交通の確保、雪崩防止、緊急時における医療等の確保を図る。

第2 冬期交通の確保

1 現況

機械除雪及び流雪溝、消雪パイプ等の消融雪施設により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

2 対策

(1) 幹線道路の確保

各道路管理者は、積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため、除排雪計画を定め実施するものとする。

- ア 実施区分 国道13号及び46号 東北地方整備局湯沢河川国道事務所
秋田河川国道事務所
国道105号及び341号・主要地方道・一般県道
仙北地域振興局建設部
市道 大仙市(建設部)

イ 市道の除雪実施体制

(ア) 平常除雪

区 分	出 動 基 準
車道除雪 (新雪除雪)	降雪量が夜間10cm以上になると予想される場合、また風雪等により吹きだまりが発生するおそれがある場合
路面整正	わだちの発生により通行に支障がある場合または支障になると予想される場合
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合または支障になると予想される場合
凍結防止剤散布	路面凍結により通行に支障がある場合または支障になると予想される場合
運搬排雪	家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少や視界障害等の交通障害が発生した場合または発生すると予想される場合
歩道除雪	降雪で歩行に支障がある場合、または車道除雪との関連で必要と判断される場合
上記区分の他、初冬期及び融雪期は、気象状況(降雪・降雨予測、気温上昇の予測等)や路面状況を考慮して、出動の有無を判断する。	

(イ) 異常降雪時

各支所雪量観測点のうち1/2以上がおおむね警戒積雪深に達した場合は、警戒体制に入るものとする。

雪害警戒対策室 積雪深 1.2m以上

雪害警戒対策部 積雪深 1.4m以上

豪雪対策本部 積雪深 1.5m以上

(2) 市街地の除排雪

国、県及び市並びに関係機関及び団体は、市街地の除排雪にあたって、雪捨場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除排雪作業の調整を行うとともに、受益者及び住民の協力を得て、除排雪実施の円滑化を図るものとする。

(3) 除雪デーの設定

市長は、必要と認めるときは、自治会、関係団体等による地域ぐるみの除雪日を設け、屋根の雪下ろし及び道路の一斉除排雪を行う。

(4) 交通取締り及び交通規制

ア 大仙警察署は、積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、積雪時における交通対策要綱に基づき、交通取締りを実施する。

イ 大仙警察署は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保にあたる。

ウ 大仙警察署は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認め

られるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

(5) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最少限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については東日本旅客鉄道株式会社秋田支社の雪害対策計画による。

(6) バス運行の確保

各道路管理者は、バス路線の確保に配慮した除雪を実施し、バス運行の確保を図るものとする。

(7) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(8) 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、関係機関と連携のうえ支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第3 雪崩防止対策

1 現況

本市は、特別豪雪地帯であり、雪崩による住家の破壊、道路の途絶等について特に警戒を要する。市内の雪崩危険箇所は、59箇所となっている。(資料編7-6 雪崩を参照)

2 対策

- (1) 雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確保する。
- (2) 雪崩危険箇所については、各所管ごとに雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

第4 保健衛生、医療対策

- (1) 急患に対する措置
 - ア 保健所または対策本部で編成した救護班を派遣する。
 - イ 近隣医療機関に対する救護を依頼する。
- (2) 飲料水等の確保
 - ア 積雪期における飲料水等の確保に努める。
 - イ 融雪期の汚物流動に伴い、一般環境が悪化した場合の適切な指導措置による衛生の保持に努める。
- (3) し尿、汚物処理
 - ア ごみ運搬車、し尿汲取車等の定期運行の徹底を図る。
 - イ ゴミ集積所の除排雪、収集日当日のごみ出し徹底を指導する。
- (4) へき地の医療保健等
へき地の医療救護及び保健・環境衛生対策措置に努める。

第5 民生対策

1 現況

積雪のため、住民の生活が制約を受ける場合もある。そのため関係機関は常に事故防止等のため努力を払っている。

2 対策

(1) 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人身事故及び建造物の損傷を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

- ア 雪崩及び落雪の危険地域に対する立入り、通行を制限し、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。
- イ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施する。(屋根の積雪量70cm以上になれば危険) また、常に非常口を確保する。
- ウ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施する。
- エ 暴風雪等悪天候時における危険作業、特に水上作業を避ける。
- オ 悪天候時の高齢者、婦女子の単独歩行、過度の飲酒歩行を避ける。
- カ 道路の除雪、落雪等により排水溝をせき止めないよう、常時雪を排除する。
- キ 一人暮らし高齢者世帯等の要援護世帯の雪下ろしは、地域関係者の協力を得て実施するものとする
- ケ 雪下ろし中の転落事故、屋根からの落雪による人身事故防止のため、広報、広報車等によるPRに努める。
- コ 要配慮者の把握に努める。

- サ 警察、自治会等と連携し、非居住家屋等危険家屋の把握に努める。
- シ 出稼者等に対する積雪状況の周知に努める。
- ス 雪下ろし作業員の斡旋元の把握に努める。
- セ 既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

(2) 孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講じる。

- ア 急病人、出産、食糧の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。
- イ 急病人等に対する応急措置、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。
- ウ 緊急交通を確保するための手段を講ずる。

(3) 火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。また、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と標示を行う。

(4) 水防対策

融雪洪水に備え、水防資機材の整備、危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。

(5) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般防災思想の普及計画に基づいて行う。特に豪雪に対する市民の意識を高めるため、市の広報、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、その徹底に努める。

(6) 危険回避の措置

積雪により、他人の生命・財産に危険を及ぼすおそれのある家屋等について、災対法、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく危険回避措置の手続等を確立する。

第6 農林業対策

1 現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出ている。

2 対策（第14節 農林業災害予防計画による）

第7 文教対策

1 現況

市教育委員会は、幼児、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育並びに社会体育施設の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

- (1) 情報の収集と関係機関との連絡調整
- (2) 文教施設の管理者に対する除雪の指示及び実施

2 対策

事項名	実施内容	実施機関
1 連絡	連絡系統を一元化し、迅速、的確に行う。	教委、学校、各施設
2 火災予防	(1) 火の不始末を防止する。 (2) 責任者による巡回を励行する。 (3) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。	教委、学校、各施設
3 危険防止	(1) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。 (2) 避難道路を除雪する。 (3) 落雪危険箇所の表示、警戒を行う。 (4) 悪天候における児童、生徒に対する休校措置を実施する。 (5) 年長児童生徒を交えた集団登下校の実施並びに保護者及び教員の引率指導を行う。 (6) 通園バスの事故防止等登下校時の災害防止措置に努める。 (7) 危険な遊び場の早期発見に努める。 (8) 危険場所を表示し、危険箇所での遊びを禁止する。 (9) 危険箇所の通行制限を行う。	教委、学校、各施設
4 通学路の確保	各道路管理者と連絡を密にし、除雪により通学路を確保する。	市、市教委、学校
5 学校施設等の保護	(1) 屋根の雪下ろしを励行する。 (2) 防災施設等を補強する。 (3) プールの水の処置と除雪に努める。 (4) 水源、消火器の整備点検に努める。	教委、学校 各施設
6 文化財の保護	(1) 消防関係者との連携を図る。 (2) 危被害防止の監視体制を確保する。 (3) 防災施設の除雪を励行する。 (4) 文化財の修理、補強に努める。	市教委、文化財管理者

第14節 農林業災害予防計画

(農林部、県仙北地域振興局農林部、土地改良区、東北森林管理局)

第1 計画の方針

圃場整備等の農業施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 現況

農村部は、労働力の高齢化と兼業化等が進み農地及び農業用施設の維持管理が不十分な状態となっているところも見受けられる。

2 対策

農地、農業施設の災害発生防止のため、次の対策を促進する。

ア 洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を守るためのダム及びため池等の整備を促進する。

イ 洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等、総合的に農地等の防災対策を推進し、災害発生の未然防止を図る。

第3 農作物

1 農業技術の向上対策

気象条件や農業技術水準により左右される収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や農業技術の向上に努めている。

2 農業気象情報の伝達

(1) 定期的に農業気象速報(作況ニュース等を含む)を農業情報メールで配信するほか秋田県ホームページ「美の国あきたネット」、こまちチャンネル、秋田県農業気象システムを通じて、農家への周知徹底を図る。

(2) 冷霜害等に関する気象情報の速やかな伝達、また報道機関の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

3 農業技術指導

(1) 気象条件に対応できる農業技術の向上に努める。

(2) 関係機関との連絡体制を確立し、相互に農業技術の向上を図る。

第4 農林災害対策

1 風水害対策

(1) 水害対策

ア 予防対策

(ア) 停滞水を早期に排除するため、転作田における排水溝の掘削等により早期に停滞水排除対策を実施する。

(イ) 病虫害の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。

(ウ) 農地、農林施設等下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。

(エ) 水害予防のための予防治山事業を実施する。

イ 事後対策

(ア) 水稲

a 泥水の流入を極力防ぐとともに、早期排水に努める。

b 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないうで浅水管理を主体にした水管理と間断灌水に努める。

c いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病虫害防除を徹底する。

(イ) その他の作物

a 明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。

b 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。

c 中耕、培土、追肥等により生育の回復を図る。

d 早期に病虫害防除を実施する。

(ウ) 林業

林地の復旧については、災害関連緊急治山事業等の各種復旧事業により早期復旧を図る。

(2) 風害対策

ア 予防対策

(ア) 水稲

a 深水管理により異常蒸散を防止する。

(イ) 果樹等

a 風害軽減のため防風網、防風林等を設置する。

b 支柱の設置及び棚の補強等により倒木・倒伏を防止する。

c 収穫適期における収穫作業の促進を図る。

(ウ) 施設園芸作物

a ハウス等の補修・補強を実施する。

b 防風網を設置する。

(エ) 林業

間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。

イ 事後対策

(ア) 水稲

a 倒伏した場合は、早期立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。

(イ) 果樹等

a 倒木・倒伏棚等の早期立て直しを実施する。

b カスガイ等による裂開部の接着を実施する。

c 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。

d 早期に病虫害防除を実施する。

e 落下した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

(ウ) その他作物

- a 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。
- b 早期に病虫害防除を実施する。
- c 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。

(エ) 林業

- a 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。
- b 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。

2 雪害対策

(1) 予防対策

ア 農作物

- (ア) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤、土、籾殻くんたん等の散布により融雪の促進を図る。
- (イ) 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤等を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。
- (ウ) 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。
- (エ) 根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。
- (オ) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り下げを実施するとともに、大雪のときは共同による除排雪を実施する。
- (カ) 野兎、野鼠被害防止のため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。

イ 農業関係施設

- (ア) 降雪前に支柱や筋交い等により施設を補強するとともに、破損箇所を補修する。
- (イ) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。
- (ウ) 消雪パイプ及び流雪溝の設置を促進する。

ウ 畜産

- (ア) 畜舎等の倒壊を防止するため、早期雪降ろしや畜舎周辺の除排雪に努める。
- (イ) 輸送事情の悪化による飼料不足が生じないように、余裕のある備蓄計画に努める。
- (ウ) 積雪期間の長期化による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。
- (エ) 冬期間に多発する呼吸器疾病等を防止するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。
- (オ) 輸送事業の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。

エ 内水面漁業

- (ア) 疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平時の飼育魚の健康管理を強化する。

(イ) 越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。

(ウ) 積雪期においても湧水、地下水を十分に確保するとともに、除排雪・割氷の実施により飼育魚の適切な管理に努める。

オ 林業

適切な間伐の実施による密度調査を行い、雪に強い森林を造林する。

(2) 事後対策

ア 農作物

(ア) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。

(イ) 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。

(ウ) 枝折れ、食害による損傷部に塗布剤を塗り、樹木を保護する。

(エ) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。

イ 林業

(ア) 被害材木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

(イ) 雪害により倒木した材木のうち被害が軽微なものは、雪起こし作業を実施し、その回復を図る。

3 霜害及び冷害対策

(1) 霜害予防対策

ア 水稲

育成期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。

イ 野菜・畑作物等

(ア) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。

(イ) 露地では、トンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。

ウ 果樹

固形燃料等を燃焼させて周辺温度を上げる。

(2) 霜害事後対策

ア 水稲

育苗期に降霜があった場合は日の出前に散布して損傷を防ぐ。

イ 果樹

(ア) 結実量確保のために人工授粉を励行する。

(イ) 被害程度に応じた摘果を実施する。

(3) 冷害予防対策

ア 水稲

(ア) 品種の適正配置により危険分散を図る。

(イ) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。

(ウ) 健苗育成により初期育成の促進を図る。

(エ) 適正な植栽密度により目標生産量の早期確保に努める。

(オ) 深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。

(カ) 病虫害防除を徹底する。

イ 野菜・花き等

- (ア) 被覆資材の活用により保温に努める。
- (イ) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

4 ひょう害対策

(1) 事後対策

ア 果樹

- (ア) 傷害果実の適正摘果を実施する。
- (イ) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。

イ その他作物

- (ア) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。
- (イ) 病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。
- (ウ) 中耕・培土・追肥等により生育の回復を図る。

5 干害対策

(1) 予防対策

ア 水稲

用水の計画的利用を促進する。

イ その他の作物

- (ア) 有機物の多用、深耕等の土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。
- (イ) スプリンクラー、うね間灌水施設等を設置する。
- (ウ) 水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

第15節 流出油等災害予防計画

(市民部、消防本部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、仙北地域振興局建設部)

第1 計画の方針

陸上施設から河川に油等が流出した場合に発生する災害は、広範囲にわたるため防除作業が困難であり、また、水質汚濁、火災等の二次災害の要因となる。雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会構成の各機関及び関係事業所は、必要とする防災資器材を整備するとともに、相互に協力して災害を防止する。

第2 設備、資器材の整備等

1 現況

市内には、給油取扱所、屋内外タンクや地下タンク等の油類貯蔵取扱施設があるほか、一般家庭や事業所などでも暖房用の灯油をホームタンクに貯蔵している。

2 対策

(1) 災害の未然防止

ア 各事業所は、施設を定期的に点検して漏油防止に努める。

イ 消防本部は、事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い、防災思想の高揚を図る。

ウ 市は、広報等を通じて、ホームタンク使用者に対して灯油流出事故防止についての啓蒙活動を行う。

(2) 防災資器材の整備

河川管理者は、流出油の拡散防止、回収及び処理に必要な資器材を整備するとともに定期的に点検を行い、老朽化したものについては計画的に更新するものとする。

(3) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結するよう努める。

(4) 訓練の実施

各事業所は、事業所単位または各事業所が協同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第16節 文化財災害予防計画

(観光文化スポーツ部)

第1 計画の方針

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な財産である。これらの文化財を災害から防護し、これを後世に伝えるために防災管理体制を確立する。

第2 文化財

(第2編P65に準ずる)

第3 史跡、名勝及び天然記念物

(第2編P66に準ずる)

第4 保全措置

(第2編P66に準ずる)

第5 被災古文書等(古文書等の歴史資料)の保全

(第2編P66に準ずる)

第17節 特殊災害予防計画

(各機関)

第1 計画の方針

都市化の進展、社会経済の複雑、多様化に伴い、事故の態様も大規模、特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発的な重大事故を防止するため、防災活動が効果的に実施されるような体制を確立する。

第2 特殊車両による交通災害

1 現況

市内では、危険物、高圧ガス等を運送するタンクローリー等特殊車両の交通量が増大しており、特殊車両による災害が発生する危険性も増大している。

2 対策

- (1) 多量危険物等の運送については、これらの運行管理者及び運転者に対し安全運転の励行を指導する。
- (2) 有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。

第3 トンネル災害

1 現況

市内には、国道105号に矢向トンネル及び矢立トンネルを有し、交通量の増大に伴いトンネル内での災害の危険性が増大している。

2 対策

- (1) トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。
- (2) トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防機関への早期通報体制の確立を図る。

第4 航空機災害

1 現況

国内における航空機事故の発生は、数年に1～2回と少ない現状にあるが、この主の事故は、一度発生すれば大惨事となるため、市内上空を航行する航空機等の事故に警戒を要する。

2 対策

- (1) 災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、消防機関、医療機関、自衛隊、周辺市町等の関係機関と連絡を密にする。
- (2) 災害発生時における関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。

第5 放射性物質による災害予防

1 現況

放射線を放出する物質は、当市では医療機関などで使用されており、事業所における事故のほか、輸送車両の事故も想定される。

2 対策

- (1) 監督関係機関は、事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）に対し、監督及び指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えるものとする。
- (2) 事業者等は関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射線による災害の予防に関する規定等の作成を行い、災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は、放射線による災害を未然に防止するため各種資器材の整備を図る。
- (4) 地震その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合または障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずる。
- (5) 輸送時に事故が発生した場合は、輸送の責任者、従事者又は事故発見者が、おおむね次の対応措置を実施する。
 - ア 人命救助及び応急手当
 - イ 消防署及び関係機関への通報連絡
 - ウ 火災の初期消火
 - エ 二次災害回避のための交通整理

第6 防災設備の整備

1 現況

特殊災害発生に対処するため、有効に対処し得る体制を確立する必要がある。

2 対策

各種防災設備等の整備を図り、特殊災害に対処する。

- (1) 情報収集及び通信連絡設備
情報連絡の迅速円滑化を図るため、通信設備等の整備を図る。
- (2) 被害の軽減を図るため、救助等に関する設備の整備を図る。

第18節 避難計画

(総務部、消防本部)

第1 計画の方針

災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。また、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在等を住民に周知徹底させるとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して避難の安全・迅速・円滑化を図る。

なお、要配慮者を適切に誘導するための体制整備に特に留意する。

第2 避難場所、避難路、避難誘導等

(第2編P58に準ずる)

第19節 医療計画

(健康福祉部、消防本部、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県柔道整復師会大曲支部、県仙北地域振興局福祉環境部)

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするために、平常時から大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県柔道整復師会大曲支部等と協力し、医療救護班等の派遣体制を整えるとともに、医師、医薬品、資材等の不足に対処するため県が進めている秋田県災害・救急情報システムの活用を図る。

第2 応急医療体制の整備

(第2編P60に準ずる)

第20節 避難行動要支援者等の安全確保に関する計画

(健康福祉部、市民部、病院、社会福祉施設)

第1 計画の方針

避難行動要支援者等の安全を確保するため、市は地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、平常時における地域の避難行動要支援者等の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導など援助体制の確立に努めるものとする。また、市及び市が避難行動要支援者等を収容させる社会福祉施設等の管理者等は、災害から避難行動要支援者等を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努めるものとする。

第2 避難行動要支援者の状況把握

(第2編P69に準ずる)

第3 避難に関する配慮

(第2編P70に準ずる)

第4 外国人、旅行者等の安全確保対策

(第2編P71に準ずる)

第5 防災知識の普及

(第2編P71-1に準ずる)

第21節 ボランティアの受入体制の整備

(各部局)

第1 基本方針

大規模災害の発生時には、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施や避難生活の支援について、行政や防災関係機関等だけでは、十分な対応ができない場合も予想される。

そのため、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制やその活動が円滑に行われるよう環境整備を図るとともに平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓蒙や育成に努める。

第2 ボランティア受入態勢の整備

(第2編P72に準ずる)

第3 教育及び相互の連携

(第2編P72に準ずる)

第4 ボランティアの活動内容

(第2編P72に準ずる)

第22節 広域応援体制等の整備

(各部局、消防本部、N T T東日本(株)秋田支店、東北電力(株)秋田支店)

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また、隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村のみならず、広域的な相互応援体制を確立しておくことともに、市内関係機関とも関係業務について応援を受けられるようにしておくことが必要である。

第2 相互応援体制の確立

(第2編P74に準ずる)

第3 県内消防機関相互応援協定

(第2編P75に準ずる)

第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

(第2編P76に準ずる)

第23節 災害時の生活関連物資等の確保に関する計画

(総務部、上下水道局、教育委員会、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、一般社団法人秋田県薬剤師会大曲仙北支部)

第1 計画の方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、その他生活必需品等の整備を進めるとともに生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進める。また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

1 基本的な考え方

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

(1) 公的備蓄

市は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するよう努める。

(2) 流通備蓄

流通業者や卸売業者からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上、流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

(3) 自主備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄と、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

ア 市民の家庭内備蓄

食糧、生活必需品、飲料水について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用しその普及に努める。

イ 事業所等の食糧・生活必需品、飲料水等の備蓄

災害発生時に備え、市内の事業所等における食糧・生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第2 現況

(第2編P77参照)

第3 備蓄品の整備目標

(第2編P78に準ずる)

第4 備蓄倉庫の充実

(第2編P79に準ずる)

第5 緊急調達体制の整備

(第2編P79に準ずる)

第24節 緊急輸送の環境整備

(建設部、総務部、日本通運(株)秋田支店、関係機関)

第1 計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第2 陸上輸送の環境整備

(第2編P81に準ずる)

第3 航空輸送の環境整備

(第2編P82に準ずる)

第25節 企業防災の促進

(総務部、経済産業部、関係機関)

第1 計画の方針

災害時における企業の事業中断は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、企業が重要業務を継続するために必要な計画の策定支援に努める。

また、企業は事業継続以外にも災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生）を担っていることから、企業の防災活動の推進に努める。

第2 事業継続計画の策定支援

(第2編P84に準ずる)

第3 企業の防災活動の推進

市は、企業経営者・従業員の防災意識の高揚を図るとともに、消防団協力事業所表彰制度等を活用し、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災活動を推進するものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への参加を呼びかけるなど、防災に関するアドバイスをを行い、企業は積極的に参加するものとする。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4 要配慮者利用施設の避難確保計画等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市長に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害が発生しまたは発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

第2 応急活動体制の基本

(第2編P87に準ずる)

第3 防災活動体制

(第2編P89に準ずる)

第4 大仙市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

(1) 設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当するときは、災害対策本部等の設置を指示する。

(災害対策本部)

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
大仙市災害対策本部	市庁舎	<ol style="list-style-type: none"> 1 多数の住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらすおそれがあるとき、または発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達 2 救出・救護活動 3 応急活動対策 4 避難対策 5 広報活動 6 関係機関との連絡調整 	本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 上下水道事業管理者 本部員 総務部長 企画部長 市民部長 健康福祉部長 こども未来部長 農林部長 経済産業部長 観光文化スポーツ部長 建設部長 教育委員会事務局長 上下水道局長 議会事務局長 消防長 消防団長
大仙市〇〇地域災害対策本部	各支所庁舎	<ol style="list-style-type: none"> 1 多数の住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらすおそれがあるとき、または発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき。 3 災害対策本部長が、早急な諸対策等を行うために必要と認めたとき。 (災対法第23条第5項) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達 2 救出・救護活動 3 応急活動対策 4 避難対策 5 広報活動 6 災害対策本部との連絡調整 	地域災害対策本部長 支所長 地域災害対策本部員 各支所職員 各地域に勤務する職員 各地域公民館職員 地域応援職員

(災害警戒対策部)

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員	
				本庁	各支所
大仙市災害警戒対策部	本庁舎	<p>本庁</p> <p>1 暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が発生したとき。</p> <p>2 その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。</p>	<p>1 災害情報の収集、伝達</p> <p>2 災害警戒</p> <p>3 初期緊急応急対策計画の検討・実施</p> <p>4 計画実施のための動員の検討</p> <p>5 災害対策本部設置を要する場合の移行準備</p>	<p>部長</p> <p>総務部長</p> <p>副部長</p> <p>企画部長</p> <p>市民部長</p> <p>健康福祉部長</p> <p>こども未来部長</p> <p>農林部長</p> <p>経済産業部長</p> <p>観光文化スポーツ部長</p> <p>建設部長</p> <p>教育委員会事務局長</p> <p>上下水道局長</p>	<p>部長</p> <p>支所長</p> <p>部員</p> <p>市民サービス課長</p> <p>農林建設課長</p> <p>教育委員会</p> <p>公民館長</p> <p>その他支所長が指定した職員</p>
大仙市〇〇地域災害警戒対策部	各支所庁舎	<p>支所</p> <p>1 地域内で暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が発生したとき。</p> <p>2 その他の状況により、支所長が必要と認めたとき。</p>	<p>6 関係機関との連絡調整</p>	<p>部員</p> <p>総合防災課長</p> <p>総務課長</p> <p>財政課長</p> <p>税務課長</p> <p>総合政策課長</p> <p>広報広聴課長</p> <p>秘書課長</p> <p>生活環境課長</p> <p>社会福祉課長</p> <p>健康増進センター所長</p> <p>水道課長</p> <p>下水道課長</p> <p>経営管理課長</p> <p>農業振興課長</p> <p>農林整備課長</p> <p>商工業振興課長</p> <p>道路河川課長</p> <p>建築住宅課長</p> <p>教育総務課長</p> <p>施設管理課長</p> <p>教育指導課長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>その他各課（所・室）長</p> <p>が指定した職員</p> <p>消防本部</p> <p>消防団</p>	

(災害警戒対策室)

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員	
				本庁	各支所
大仙市災害警戒対策室	総務部総合防災課 (道路河川課) (広報広聴課)	本庁 1 暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、防災上対策が必要なとき。 2 その他の状況により、総合防災課長が必要と認めるとき。	1 災害情報の収集、伝達 2 関係機関との連絡調整	室長 総合防災課長 室員 総合防災課長が指定した職員 広報広聴課長 広報広聴課長が指定した職員 (道路・河川関係) 道路河川課長 道路河川課長が指定した職員	分室長 室員 市民サービス課長が指定した職員
大仙市災害警戒対策室分室	各支所市民サービス課 (農林建設課)	支所 1 地域内で暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、防災上対策が必要なとき。 2 その他の状況により、市民サービス課長が必要と認めるとき。			農林建設課長 農林建設課長が指定した職員

(2) 設置権者は、次のとおりとする。

名称	設置権者
大仙市災害対策本部	市長
大仙市〇〇地域災害対策本部	
大仙市災害警戒対策部	総務部長
大仙市〇〇地域災害警戒対策部	支所長
大仙市災害警戒対策室	総合防災課長
大仙市災害警戒対策室分室	市民サービス課長

(3) 廃止基準

市長等は、次の場合には、災害対策本部等を廃止する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(4) 設置、廃止の通知公表

ア 市長等は、災害対策本部等を設置又は廃止したときは、市役所庁内及び市関係施設、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、近隣市町村長、一般住民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ 災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に掲出するものとする。

(5) 災害対策本部の代替機能場所の指定

(2編P93に準じる。)

(6) 編成図

大仙市災害対策本部編成図は、第2編P94に準じる。

(7) 事務分掌

大仙市災害対策本部事務分掌は、第2編P95に準じる。

第5 災害対策本部会議

(第2編P98に準じる。)

第2節 職員の動員及び応援要請体制

(各部局)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合の市職員の参集及び動員は次によるものとする。

第1 職員参集の基本事項

職員の参集は、初動措置のための参集及び電話等の指示による動員による参集とする。

1 初動措置のための参集

職員は、次の場合指示により直ちに登庁するものとする。

- (1) 暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、防災対策が必要と認めたとき
警戒対策室（分室を含む。）構成員
 - (2) 災害が発生し、拡大のおそれがあるとき
災害警戒対策部（現地警戒対策部を含む。）構成員及び指定職員
 - (3) 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生したとき
災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき
全職員
 - (4) (2) に定める班員は、関係課長等が指定する職員（原則として長以外の参事、主幹または副主幹級の職員）とするが、指定にあたっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。
 - (5) 関係課所室の長は、毎年度はじめに指定職員を市長に届け出るものとする。
 - (6) 初動措置のための参集区分は、第2編P100に準じる。（水害時の排水班は別途指定する。）
 - (7) 参集区分にかかわらず、職員は、被害発生が想定されるときは自主的に登庁するよう努める。
 - (8) 職員は、登庁後速やかに本庁、支所、各施設間で連絡をとり、被害状況の把握に努めるものとする。この場合において、職員の参集状況により他班の協力を求める場合がある。
 - (9) 参集に要する時間に格差があるときは、参集時点での上位職員が初動措置及び班員の決定を行い、本来の構成員及び班員が登庁次第、随時に報告・引継ぎを行うものとする。
- 2 動員指示伝達による参集（第2編P102に準じる。）
 - 3 動員指示の伝達系統（第2編P103に準じる。）
 - 4 動員計画の整備（第2編P104に準じる。）

第2 職員の初期対応及び参集における心得

（第2編P105に準じる）

第3 職員のとるべき緊急措置

（第2編P105に準じる）

第4 応援職員等の要請

（第2編P106に準じる）

第5 応急公用負担

(第2編P106に準じる)

第6 防災関係機関の活動体制

(第2編P107に準じる)

第7 応援の要請

(第2編P107に準じる)

第8 応急措置の代行

(第2編P111に準じる)

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画

(総務部、企画部)

第1 計画の方針

災害が発生し、自衛隊による活動が必要と認める場合の災害派遣に必要な事項について定める。なお、自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条及び防衛省防災業務計画によるものとする。

第2 災害派遣の対象

(第2編P112に準じる)

第3 派遣要請手続等

(第2編P112に準じる)

第4 その他

(第2編P116に準じる)

第4節 気象予報等伝達計画

(総務部、建設部、消防本部、各機関)

第1 計画の方針

気象予報等の発表基準、火災警報及び水防警報の発令基準並びに伝達体制を明確にして災害予防対策の確立を図る。

第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準

1 気象注意報及び警報

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 秋田地方気象台

大 仙 市	府県予報区		秋田県		
	一次細分区域		内陸		
	市町村等をまとめた地域		仙北平鹿地域		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	89	
	洪水		流域雨量指数基準	玉川流域=54.9, 横手川流域=32.9, 宮田又沢川流域=12.4, 淀川流域=25.7, 大沢川流域=5.3, 土買川流域=9.9, 栩平川流域=8.5, 櫛岡川流域=19.5, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=9.9, 小出川流域=8.7, 西ノ又川流域=10, 斉内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=6.5, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5	
			複合基準 ^{*1}	雄物川流域=(6, 29.8), 玉川流域=(6, 49.4), 丸子川流域=(6, 12.1), 淀川流域=(6, 23.1), 土買川流域=(6, 8.9), 栩平川流域=(6, 7.6), 櫛岡川流域=(8, 11.6), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(6, 9), 小滝川流域=(6, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)	
			指定河川洪水予報による基準	雄物川上流 [雄物川橋・大曲橋・神宮寺]、玉川 [長野]	
	暴風		平均風速	15m/s	
	暴風雪		平均風速	15m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	

注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	74		
	洪水	流域雨量指数基準	玉川流域=43.9, 横手川流域=26.3, 宮田又沢川流域=9.9, 淀川流域=13.9, 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域=6.7, 檜岡川流域=15.6, 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域=6.9, 西ノ又川流域=8, 斉内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域=3.7, 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6		
		複合基準 ^{*1}	雄物川流域=(5, 26.8), 玉川流域=(6, 43.9), 丸子川流域=(5, 10.9), 横手川流域=(7, 26.3), 淀川流域=(5, 13.5), 大沢川流域=(5, 4.2), 土買川流域=(5, 6.5), 栩平川流域=(5, 6.7), 檜岡川流域=(5, 10.4), 小友川流域=(5, 6.2), 小出川流域=(5, 6.9), 西ノ又川流域=(5, 8), 斉内川流域=(5, 9.4), 小滝川流域=(6, 7.4), 窪堰川流域=(6, 2.9), 福部内川流域=(5, 4.4), 川口川流域=(7, 9.8), 矢島川流域=(5, 5.2)		
		指定河川洪水予報による基準	雄物川上流 [雄物川橋・大曲橋・神宮寺], 玉川 [長野]		
	強風	平均風速	10m/s		
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ20cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	融雪により被害が予想される場合				
濃霧	視程	100m			
乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*2}				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

- 表面雨量指数 地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもので、大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。
- 流域雨量指数 流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を表現したもの。
- 土壌雨量指数 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。

秋田県の市町村等の警報・注意報発表基準一覧表（大仙市）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/akita/kijun_0521200.pdf

2 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁と国土交通省または都道府県の機関が共同して行う、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報。

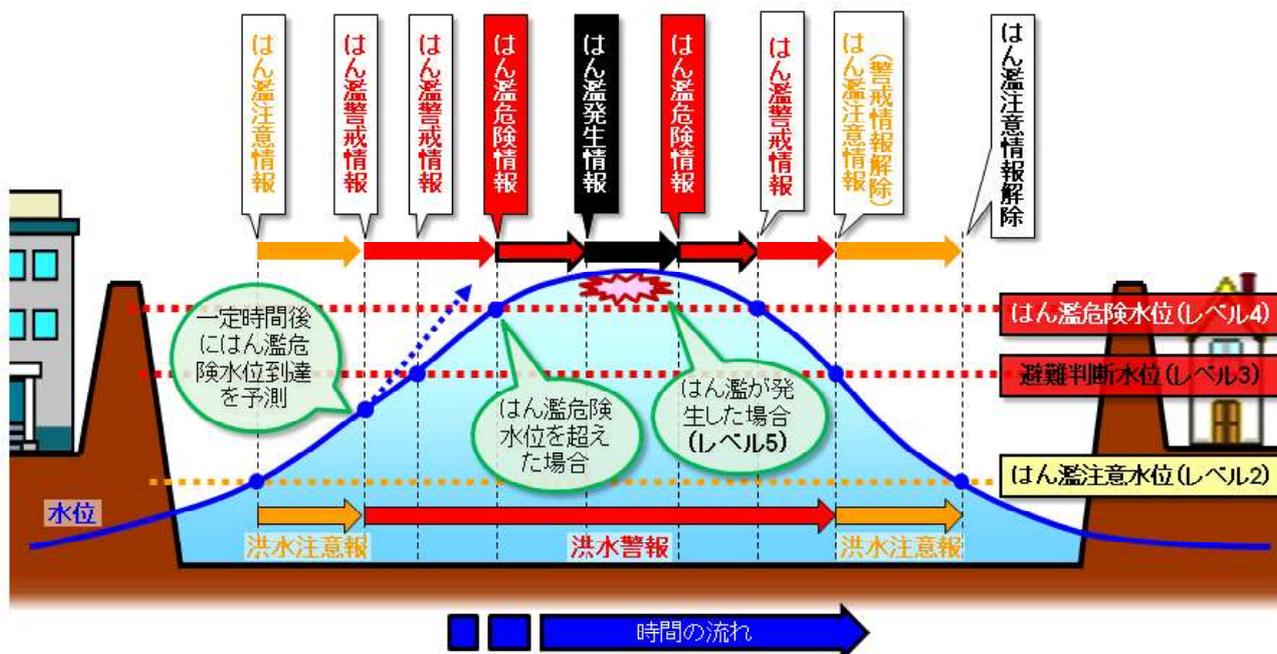
指定河川洪水予報の標題には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」「△△川はん濫警戒情報」のように発表する。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>

洪水予報の標題(種類)	発表基準	市町村・住民に求められる行動
〇〇川はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫の発生(レベル5) (はん濫水の予報※)	[市町村]新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 [住民]避難完了及び新たにはん濫が及ぶ区域では避難を検討・判断
〇〇川はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位(レベル4)に到達	[市町村]避難指示等の発令判断の目安 [住民]避難判断
〇〇川はん濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後にはん濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	[市町村]高齢者等避難の発令判断の目安 [住民]氾濫に関する情報に注意
〇〇川はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	[市町村]水防団の出動の目安

※はん濫水の予報

平成17年7月の水防法および気象業務法の改正により、従来の洪水のおそれがあるときに発表する水位・流量の予報に加え、河川がはん濫した後においては浸水する区域及びその水深の予報を行うことになりました。



3 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

- (1) 最少湿度40%以下、実効湿度65%以下となることが予想される場合
- (2) 実効湿度70%以下で、平均風速 8 m/s以上になると予想される場合
- (3) 平均風速10m/s以上になると予想される場合（ただし、雨または雪を伴う場合は通報しないこともある）

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表する。有効期間を発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

5 台風及び異常現象等の気象情報

気象予報等に関係のある台風及びその他の異常現象等の情報を、具体的にかつ速やかに発表する。

第3 水防警報

洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、次の区分により水防警報が発令される。

河川名	発令者
雄物川、玉川	国土交通大臣
横手川、丸子川	秋田県知事
細部については、秋田県水防計画による	

第4 火災警報

市長は、火災気象通報を受け、下記の火災警報発令の基準を超えた場合または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令するものとする。

警報発令	① 風速15mを超えるとき
	② 実効湿度が60%以下であって、最少湿度25%以下のとき
	③ 風速10m以上で、最少湿度30%以下のとき

第5 特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告するものであり、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される。例えば、東日本大震災における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、「平成23年台風第12号」の豪雨、「平成25年台風18号（特別警報運用後、国内で初めて、京都府・福井県・滋賀県に対して発表された。）」等が発表の対象となる。

「〇〇特別警報」という名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風

雪の6種類である。なお、津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけているが、これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。

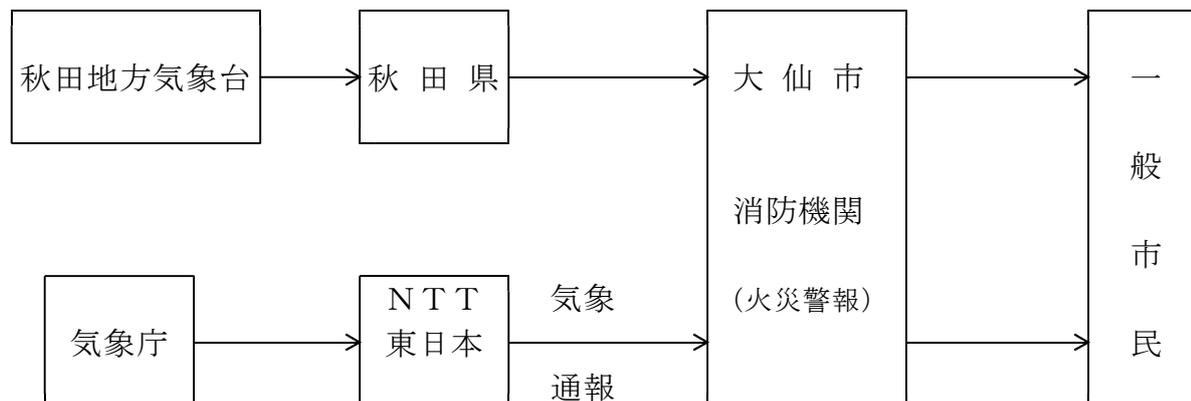
特別警報の発表基準（一覧）

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合※
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※
地象	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※
	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合※

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。この“数十年に一度”の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載します。

第6 気象予警報等の伝達

1 気象注意報、警報等の伝達系統は、次のとおりとする。



2 市及び消防本部における気象通報、警報等の取扱要領

(1) 市における措置

ア 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）または水防法に基づく水防警報は、総合防災課及び消防本部が受信する。

イ 夜間及び休日等の場合は、当直者（災害対策本部の開設中は総務班）が受信し、総合防災課長に伝達する。

ウ 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、異常低温注意報等の予警報等が発表されたときは、県（園芸振興課）は、これらに対する被害防除のための対策と併せて報道するよう報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知を図る。

エ 市民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や広報車による巡回広報等による。

3 サイレン信号等

災害に関するサイレン信号等は、次による。

サイレン信号等

区分	方法	種 別	サイレン	警 鐘	摘 要
消 防 法	火 災 信 号	近火信号	3秒 3秒 3秒 ●— ●— ●— 2秒 2秒	連 点 ●—●—●—●—	消防屯所から800 m以内のとき
		出場信号	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 6秒 6秒	3点 ●—●—●— ●—●—●—	署所団出場区域内 のとき
		応援信号	6秒 6秒	2点 ●—●— ●—●— ●—●—	署所団特命応援出 場のとき
		報知信号		1点 ● ● ● ●	出場区域外の火災 を認知したとき
		鎮火信号		1点と2点との斑打 ●—●—●— ●—●—●—	
	山 林 火 災 信 号	出場信号	10秒 10秒 ●— ●— 2秒	3点と2点との斑打 ●—●—●— ●—●—	署所団出場区域内 のとき
		応援信号	同 上	同 上	署所団特命応援出 場のとき
	火 災 警 報 信 号	火災警報 発令信号	30秒 30秒 ●— ●— 6秒	1点と4点との斑打 ● ●—●—●—●—	
		火災警報 解除信号	10秒 10秒 ●— ●— 3秒	1点 1点 2点 ● ● ●—●—	
		演 習 招集信号	15秒 15秒 ●— ●— 6秒	1点と3点との斑打 ● ●—●—●—	消防職員、団員の 演習招集
水 防 法	水 防 信 号	避難信号	3秒 3秒 3秒 ●— ●— ●— 2秒 2秒	連 点 ●—●—●—●—	住民の避難
		出場信号	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 6秒 6秒	3点 ●—●—●— ●—●—●—	本部員、消防職員 団員、その他の従 事者の避難招集
	警 戒 信 号	警戒信号	30秒 30秒 ●— ●— 6秒	1点と4点との斑打 ● ●—●—●—●—	災害警戒

第5節 災害情報の収集、伝達計画

(各部局、各機関)

第1 計画の方針

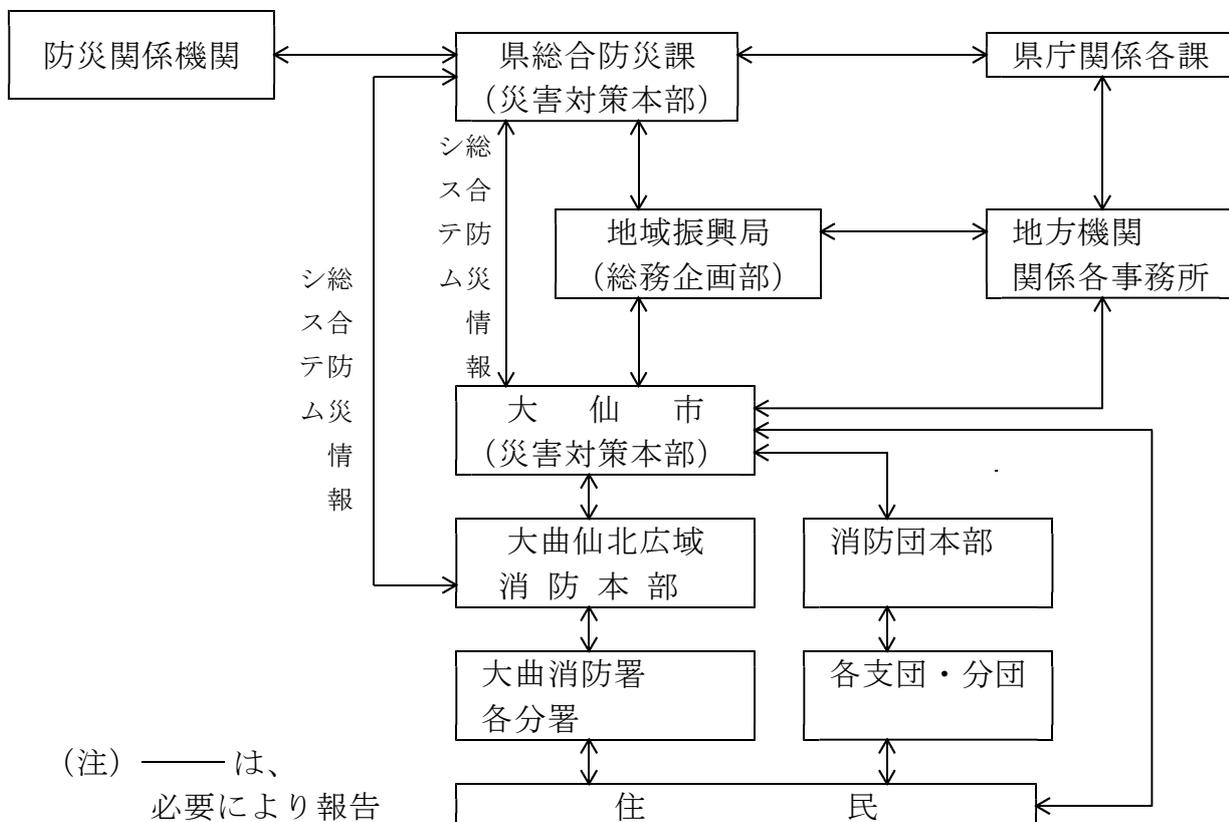
災害が発生した場合の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防及び警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し、災害対策本部にて取りまとめる。

第2 情報収集体制及び伝達系統

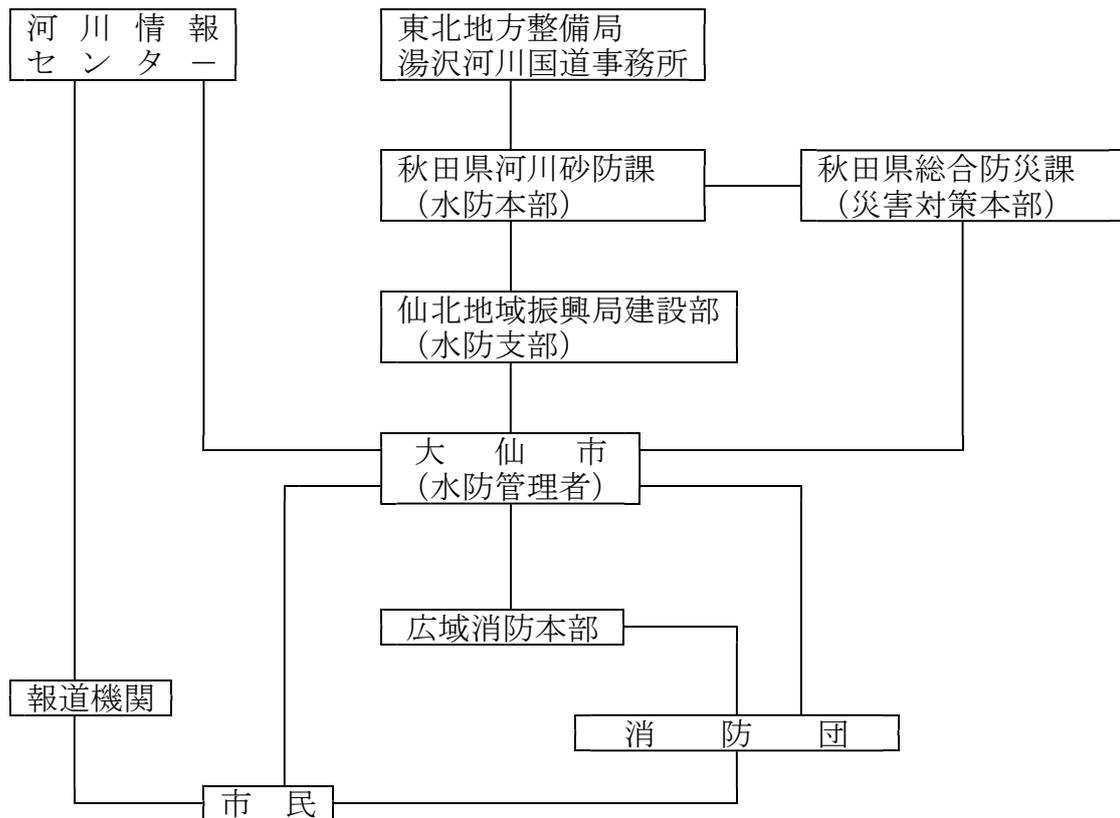
- (1) 災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- (2) 関係機関は必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- (3) 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとする。
- (4) 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- (5) 一般災害に関する情報の連絡系統は、次のとおりとする。

一般災害に関する情報の連絡系統



(注) —— は、
必要により報告

(6) 水防活動時の伝達系統



第3 被害状況の収集・伝達等

1 情報の収集

- (1) 災害が発生した場合には、市及び防災関係機関はその所掌する事務または業務に関して積極的に自ら職員を動員して情報収集にあたるものとする。
- (2) 災害の情報収集の取りまとめは、総務部調査班が行う。
- (3) 情報の収集・分析等は総務部庶務班の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- (4) 情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておくものとする。
- (5) 市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集にあたるものとする。

2 報告、通報等

(1) 水位、雨量等

水位、雨量等の情報収集については、市内に設置されている観測点や周辺市町からの情報を得るとともに、総合防災情報システムやインターネット、併せて、气象台と市町村との専用電話（ホットライン）等も活用して迅速に行う。

(2) 異常現象発見時の措置

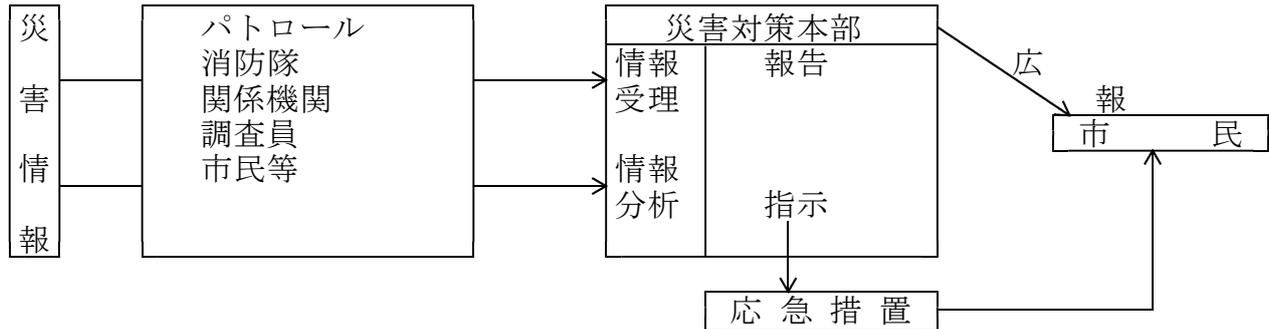
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、速やかに市長または警察官に通報するものとする。また、通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報する。

これらの報告を受けた市長は、その旨を秋田地方气象台、秋田県、その他の関係

機関に通報しなければならない。
異常現象とはおおむね次のとおり。

事 項	異 常 現 象 等
気 象	竜巻、強い降雹などの著しく異常な気象現象
地 象	顕著な地形変化、湧水の顕著な異常変化、河川の水の顕著な異常現象

3 収集・報告系統



4 住民への伝達

住民への災害情報の伝達は、次に掲げるもののほか、第7節広報広聴計画による。

- (1) 電話及びサイレンのほか、広報車等による。
- (2) ラジオ、テレビ等の放送による。
- (3) 一斉メール配信システム「防災ネットだいせん」、緊急速報メール等による。

5 防災関係機関との連携

市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに、市は指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務または業務に係る被害状況について、必要な情報を求める。

6 速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。

7 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

第5 県に対する報告

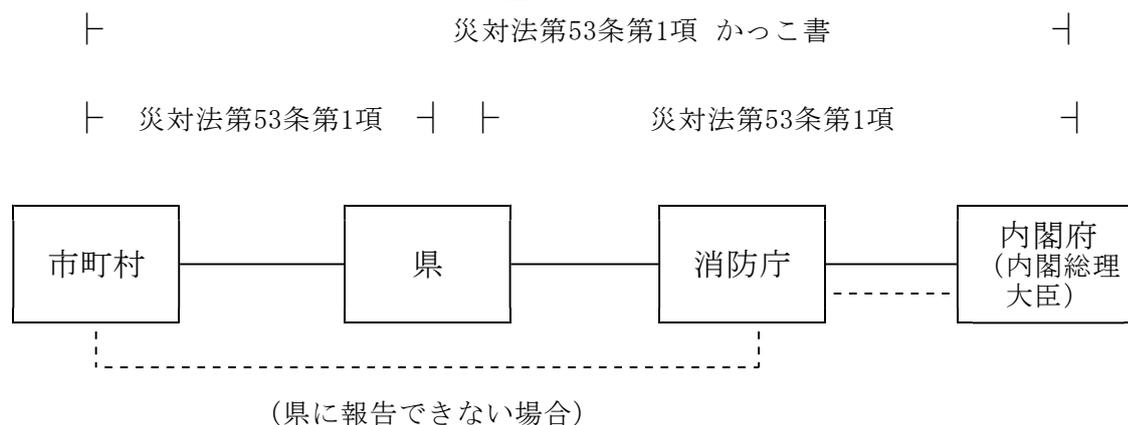
1 市は、災害が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ被害状況を報告する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。

県総合防災課へ報告できないときは、直接消防庁へ報告する。

報告ルートは次のとおりとする。なお、消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するものとする。

〈災対法第53条に基づく被害状況等の報告ルート〉



消防庁連絡先

		平日 (9:30~17:45) *防災情報室	左記以外 *宿直室
NTT回線	TEL	03 - 5253 - 7526	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7536	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	TEL	7526	7782
	FAX	7536	7789
地域衛星通信ネットワーク	TEL	048 - 500 - 7526	048 - 500 - 7782
	FAX	048 - 500 - 7536	048 - 500 - 7789

2 報告の様式

(1) 災害概況報告

個別の災害現場の状況を報告する場合、災害当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、第1報で死傷者の有無等を報告する場合）には、秋田県地域防災計画に定める様式を用いて報告する。

ア 災害の状況

(ア) 発生場所、発生日時

(イ) 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

(ウ) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(エ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、市（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

(2) 災害即報

災害状況が判明次第その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから10日以内に2号様式（確定）により報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により3月31日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

(5) 報告様式及び被害認定基準（第2編P130～137による）

第6節 通信運用計画

(総務部、各機関)

第1 計画の方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合における気象予報等の伝達、災害情報の収集、その他の災害応急対策が迅速・的確に実施できるよう、通信連絡体制の整備を図る。

第2 通常時における通信連絡

(第2編P138に準ずる)

第3 非常時における通信連絡

(第2編P138に準ずる)

第4 通信の統制等

(第2編P140に準ずる)

第5 防災行政無線施設の応急、復旧対策

(第2編P141に準ずる)

第7節 広報広聴計画

(総務部、健康福祉部、消防本部、大仙警察署、各報道機関)

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、市民生活の安定と秩序の回復を図るため、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、効果的な広報活動を行う。このため、市と防災関係機関は相互に協力し、迅速かつ的確な情報の公表と広報活動により、被災地の住民等の適切な判断と行動を援助する。また、市は県や防災関係機関とともに各報道機関との連携を密にし、特に被災住民への情報提供は、提供可能な媒体から、状況に応じた必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

なお、広報にあたっては、要配慮者への配慮のほか、住民等からの問い合わせに対応可能な体制の整備を図る。

第2 広報の内容

(第2編P144に準ずる)

第3 市広報活動の手段及び実施手順

(第2編P145に準ずる)

第4 報道機関への発表・協力要請方法等

(第2編P146に準ずる)

第5 広報資料の作成

(第2編P151に準ずる)

第6 広聴活動

(第2編P151に準ずる)

第8節 避難対策計画

(総務部、健康福祉部、教育委員会、消防本部、県仙北地域振興局建設部、大仙警察署、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、社団法人秋田県看護協会大曲支部)

第1 計画の方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の指示や誘導等を的確に実施する。

また、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

なお、避難場所、避難誘導及び避難路の対応にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

第2 避難情報及び警戒レベル

(第2編P153に準ずる)

第3 避難の区分及び態様

(第2編P153に準ずる)

第4 避難の指示及び警戒区域の設定

(第2編P154に準ずる)

第5 避難誘導

(第2編P159に準ずる)

第6 避難路及び避難場所の安全確保

(第2編P160に準ずる)

第7 避難に関する留意事項

(第2編P160に準ずる)

第8 避難所の開設、運営

(第2編P161に準ずる)

第9 大規模停電への備え

(第2編P166に準ずる)

第10 帰宅困難者対策

(第2編P167に準ずる)

第11 災害救助法を適用した場合の避難所に関する基準

(第2編P167に準ずる。)

第9節 消防・救急救助活動計画

(消防本部、大仙警察署、総務部)

第1 計画の方針

大規模な火災等が発生したときは、消防本部が関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救急救助活動を実施し、市民の安全確保と被害の防止にあたる。

第2 消防活動

大規模な火災や災害が発生したときは、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防計画(以下「消防計画」という。)に基づき、迅速かつ的確に消火活動等必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。

1 活動体制

大規模な火災が発生し、被害が予想される場合は、直ちに消防本部に警防本部を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。ただし、市に災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部警防部として活動する。

2 初動措置

大規模火災発生時の初動措置は、次により行うものとする。

(1) 消防本部の初動措置

ア 消防本部に警防本部を設置し、消防長が本部長となり消防活動の指揮統括にあたる。

イ 市災害対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、情報連絡、その他地域防災計画に定められた業務を行う。

(2) 消防署の初動措置

ア 消防署に大隊本部を設置し、消防署長が大隊長となり、本部長の指揮を受け、消防隊を指揮統括する。

イ 出火防止と初期消火の徹底について巡回広報を行う。

ウ 必要に応じて、高所見張り所を設置し、職員による災害情報の収集を行う

エ 消防車両の出動態勢を確保するとともにホース、小型動力ポンプ等、多発火災防御に使用する資機材を増強、積載する。

3 消火活動

消防隊の編成は、原則として人命救助と延焼防止を優先するものとし、出動要領、消防隊の運用、その他消火活動は消防計画に基づいて実施する。

(1) 応急対応体制の確保

消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資材の確保・調達体制、有線電話の途絶時における通信運用等を定める。

(2) 市長からの要請への対応

本部長は、出動準備又は出動の命令又は要請を受けたときは、次の措置をとるものとする。

ア 出動準備命令又は要請を受けたときの措置

(ア) 消防計画の命令伝達方法により消防職員及び消防団員に出動を命じ、又は要請するとともに、自宅又は署所に待機させるものとする。

(イ) 出動準備を終えたときは、消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況及び装備の状況等を本部長を通じて市長に報告するものとする。

イ 出動命令又は出動要請を受けたときの措置

(ア) 消防計画の命令伝達方法により消防職員及び消防団員に集結場所、時刻及び携帯すべき装具等を指示して出動を命ずるものとする。

(イ) 消防隊の編成を終えたときは又は活動を開始したときは、部隊編成数、人員、使用装備、活動状況、現場本部の位置等を本部長を通じて市長に報告するものとする。

(3) 火災防御活動

ア 本部長は、住民及び自主防災組織に対し、出火防止と初期消火の徹底を指導する。

イ 防御活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災発生件数が、消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先して防御活動を行う。

(ウ) 火災が随所に発生し、効果的な防御が期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。

(エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険が及ぼされることが予想される場合には、避難者の安全確保に全力を尽くす。

(オ) 大量の人命救助を要する場合は、状況に応じ、これを優先する。

4 消防団の活動

火災発生時には、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除にあたるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火及び人命救助とする。

(1) 出火防止

大規模火災の発生が予想される場合は、付近の住民に対し出火防止及び飛火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

地域内に火災が発生したときは、警防本部に通報するとともに火災防御にあたる。

(3) 避難誘導活動

災害対策本部から避難の指示がなされた場合は、これを住民に周知するとともに、関係機関と連絡をとりながら安全に避難させる。

5 延焼防止への対応

市は、同時多発火災による被害を軽減するため、大規模火災防御計画を定め、避難所や医療施設等優先的に防御する施設を指定し、延焼阻止線を設定する。

(1) 重要対象物の指定

同時多発火災が発生した場合、避難所、医療施設、防火拠点施設等、優先的に防御する施設を定め重要対象物として指定する。

(2) 延焼阻止線の設定

火災の延焼や拡大を防ぐため、地形や水利等の状況を考慮のうえ、延焼阻止線を設定する。

(3) 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的運用を図るため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

6 立入り制限・警戒区域の設定

消防職員及び消防団員は、必要と認められる場合に、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

7 市長は、災害が大規模で、火災の延焼拡大等が著しいため、自力のみでは防御、拡大防止が十分にできないと認めるときは、知事または他の市町村長に応援を要請する。また、県内消防本部による秋田県広域消防相互応援協定による応援も要請する。

8 県は、災害の状況により、県内の消防力だけでは対処できないと認める場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

第3 情報通信

(第2編P171に準ずる)

第4 自主防災組織による消火活動

(第2編P171に準ずる)

第5 救急・救助活動

(第2編P171に準ずる)

第6 特殊災害発生時の措置

(第2編P173に準ずる)

第7 防災業務従事者の安全対策

(第2編P175に準ずる)

第10節 消防防災ヘリコプターの活用計画

(総務部、企画部、消防本部)

第1 計画の方針

災害発生時には、陸上の道路交通の寸断や通信の途絶が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防御活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

(第2編P176に準ずる)

第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

(第2編P177に準ずる)

第 1 1 節 水防活動計画

(総務部、建設部、消防本部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、仙北地域振興局建設部)

第 1 計画の方針

洪水等の水災の警戒及び防御等、市内各河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策の大綱は、「大仙市水防計画」による。

第 2 水防組織

(第 2 編 P 181 に準ずる)

第 3 水防活動

(第 2 編 P 181 に準ずる)

第12節 災害警備計画

(大仙警察署)

第1 計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

第2 災害警備

(第2編P183に準ずる)

第13節 交通、輸送計画

(建設部、健康福祉部、総務部、経済産業部、市民部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所・秋田河川国道事務所、県仙北地域振興局建設部、東日本旅客鉄道(株)秋田支社、日本通運(株)秋田支店、大仙警察署)

第1 計画の方針

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものであり、関係機関は輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の緊急輸送に努める。

第2 輸送の対象

(第2編P185に準ずる)

第3 輸送網の確保

(第2編P185に準ずる)

第4 道路の交通規制

(第2編P186に準ずる)

第5 輸送手段の確保

(第2編P190に準ずる)

第6 輸送拠点・集積場所

(第2編P192に準ずる)

第7 災害派遣等従事車両に係る手続き

(第2編P193に準ずる)

第14節 給食、給水計画

(総務部、健康福祉部、農林部、上下水道局)

第1 計画の方針

災害時に、被災者及び応急対策従事者に対して速やかに給食給水を行い、市民生活の安定と応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な措置を図るものとする。

第2 給食計画

(第2編P194に準ずる)

第3 給水計画

(第2編P198に準ずる)

第15節 生活必需物資等供給対策計画

(総務部、企画部、健康福祉部、大仙警察署、消防本部)

第1 計画の方針

被災者が日常生活に欠くことのできない衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速・確実に行い、市民生活の安定を図る。

第2 実施機関

(第2編P202に準ずる)

第3 生活必需物資の範囲

(第2編P202に準ずる)

第4 生活必需物資の給与及び貸与の対象者

(第2編P202に準ずる)

第5 生活必需品の確保及び配分方法

(第2編P202に準ずる)

第6 県、災害時における相互応援協定の締結自治体等への協力要請

(第2編P203に準ずる)

第 1 6 節 医療救護計画

(健康福祉部、消防本部、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部、秋田県柔道整復師会大仙支部、県仙北地域振興局福祉環境部、日本赤十字社秋田県支部、市内各医療機関ほか関係機関)

第 1 計画の方針

災害が発生すると多数の住民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の住民は十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の住民を健康の危機から守るのが災害医療である。

この医療救護計画は、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動など、災害医療を円滑に提供することを定めるものである。

第 2 初動医療体制

(第 2 編 P 204 に準ずる)

第 3 傷病別搬送体制

(第 2 編 P 206 に準ずる)

第 4 収容医療機関

(第 2 編 P 207 に準ずる)

第 5 医薬品・資器材の確保

(第 2 編 P 208 に準ずる)

第 6 災害・救急医療情報システムの活用

(第 2 編 P 208 に準ずる)

第17節 公共施設等の応急復旧計画

(建設部、各機関)

第1 計画の方針

災害によって公共施設等が被害を受けた場合は、社会的、行政的活動に重大な支障となり、住民生活に与える影響も大きいことから他に優先して早期復旧を図る。

第2 道路及び橋梁施設

(第2編P210に準ずる)

第3 河川及び内水排除施設

(第2編P211に準ずる)

第4 鉄道施設

(第2編P211に準ずる)

第5 社会福祉施設等

(第2編P212に準ずる)

第18節 ライフライン施設応急対策計画

(建設部、上下水道局、仙北地域振興局建設部、東北電力(株)秋田支店、N T T東日本(株)秋田支店、(株)N T Tドコモ東北支社秋田支店)

第1 計画の方針

上下水道、電力及び電話等のライフライン管理者は、災害が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図るとともに二次災害防止のため所要の措置をとる。

それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。なお、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン管理者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。また、災害によっては、市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、市及び各事業者は相互に連携を図り、必要に応じて県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し円滑な対策の実施を図る。

第2 水道施設

(第2編P214に準ずる)

第3 公共下水道施設

(第2編P215に準ずる)

第4 農業集落排水処理施設

(第2編P217に準ずる)

第5 電力施設

(第2編P218に準ずる)

第6 電信電話施設

(第2編P219に準ずる)

第7 移動通信設備

(第2編P221に準ずる)

第19節 危険物施設等応急対策計画

(消防本部、大仙警察署、LPガス協会大曲仙北支部、県仙北地域振興局福祉環境部)

第1 計画の方針

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、その特殊性からも二次、三次の災害に発展するおそれがあるので、関係機関と密接な連携のもとに災害の拡大を防止する。

第2 危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

（第2編P222に準ずる）

第3 火薬類

（第2編P223に準ずる）

第4 高圧ガス

（第2編P223に準ずる）

第5 LPガス

（第2編P224に準ずる）

第6 毒物、劇物

（第2編P224に準ずる）

第20節 防疫、保健衛生計画

(市民部、健康福祉部、上下水道局、県仙北地域振興局福祉環境部)

第1 計画の方針

災害発生時における被災地の防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、住民の健康を保持するため、被害者に対する保健衛生活動を図る。

第2 防疫

(第2編P226に準ずる)

第3 食品衛生

(第2編P227に準ずる)

第21節 廃棄物処理計画

(市民部、上下水道局)

第1 計画の方針

災害地域における、ごみ処理、し尿の汲み取り処分及び犬、猫等の処理等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

第2 実施機関

(第2編P229に準ずる)

第3 廃棄物処理の方法

(第2編P229に準ずる)

第4 廃棄物処理施設の応急復旧

(第2編P230に準ずる)

第22節 行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理・埋葬計画

(市民部、健康福祉部、消防本部、大仙警察署、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、関係機関)

第1 計画の方針

災害のため現に行方不明の状態にある者を捜索し、または死亡者の遺体の処理を行い、被災者の精神的な安定を図る。

第2 行方不明者及び遺体の捜索

(第2編P231に準ずる)

第3 遺体発見時の措置、搬送等

(第2編P232に準ずる)

第4 遺体の収容・安置

(第2編P232に準ずる)

第5 遺体の処理

(第2編P233に準ずる)

第6 漂流等遺体の処置

(第2編P233に準ずる)

第7 遺体の引き渡し

(第2編P234に準ずる)

第8 遺体の埋火葬

(第2編P234に準ずる)

第9 費用

(第2編P235に準ずる)

第10 広報

(第2編P235に準ずる)

第23節 障害物除去計画

(建設部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所・秋田河川国道事務所、県仙北地域振興局建設部)

第1 計画の方針

道路管理者及び河川管理者は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、所管の道路及び河川施設について障害物の除去、解体を実施する。また、災害により住家に運び込まれた土砂、竹木等の除去については災害救助法の規定により実施する。

第2 道路関係障害物の除去

(第2編P236に準ずる)

第3 河川関係障害物の除去

(第2編P237に準ずる)

第4 住家関係障害物の除去

(第2編P237に準ずる)

第5 障害物集積所の確保

(第2編P238に準ずる)

第6 障害物の処理

(第2編P238に準ずる)

第24節 文教対策計画

(教育委員会)

第1 計画の方針

市教育委員会及び各校長は、災害が発生した場合は児童生徒の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は、緊密に連携し、県教育委員会など、関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

第2 情報等の収集・伝達

(第2編P239に準ずる)

第3 応急措置

(第2編P239に準ずる)

第4 応急教育の実施

(第2編P240に準ずる)

第5 学校施設の緊急使用

(第2編P241に準ずる)

第6 教科書、学用品の調達及び支給

(第2編P241に準ずる)

第7 学校給食対策

(第2編P242に準ずる)

第8 文化財の応急対策

(第2編P242に準ずる)

第25節 住宅応急対策計画

(建設部、県健康福祉部、県建設交通部)

第1 計画の方針

災害により住家が全壊（焼）または流出して住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅の提供などを実施し、市民の居住の安定を図るものとする。

第2 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理

(第2編P244に準ずる)

第3 公的住宅等の提供

(第2編P246に準ずる)

第4 被災者への住宅情報の提供

(第2編P247に準ずる)

第26節 ボランティアの受入計画

(各部局)

第1 計画の方針

大規模な災害が市内に発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことも予想される。このため、市は、被災者の生活救援にあたり、災害に応じてボランティアの協力を得るものとする。

第2 ボランティアの分類

(第2編P248に準ずる)

第3 ボランティアの受入分野

(第2編P248に準ずる)

第4 ボランティアとして活動する個人、団体

(第2編P249に準ずる)

第5 受入体制の確保

(第2編P249に準ずる)

第6 連携体制

(第2編P250に準ずる)

第27節 災害救助法の適用計画

(総務部)

第1 計画の方針

災害によって、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当し、現に救助を必要とする場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

第2 適用基準

(第2編P251に準ずる)

第3 被害の認定基準

(第2編P251に準ずる)

第4 災害救助法の適用手続

(第2編P252に準ずる)

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

(第2編P252に準ずる)

第6 救助の実施状況の記録及び報告

(第2編P253に準ずる)

第7 従事命令

(第2編P253に準ずる)

第8 公用負担計画

(第2編P253に準ずる)

第9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(第2編P253に準ずる)

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

(総務部、農林部、経済産業部、健康福祉部、建設部)

第1 計画の方針

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、職業のあつせん、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図る。また、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入・配分措置についても適切な対応を図る。

第2 被災者の生活確保

(第2編P254に準ずる)

第3 農林漁業関係対策

(第2編P259に準ずる)

第4 中小企業関係対策

(第2編P260に準ずる)

第5 義援金品の受入・配分

(第2編P261に準ずる)

第2節 公共施設災害復旧事業計画

(健康福祉部、建設部、農林部、教育委員会、市立病院・診療所、各機関)

第1 計画の方針

被災した各施設（特に公共施設）の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたり、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮するものとする。なお、復旧・復興にあたっては住民の意向を十分に尊重し、計画的に事業を進めるものとし、さらに、復旧・復興の推進のために、県や国の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧計画

(第2編P263に準ずる)

第3 災害復興計画の作成

(第2編P265に準ずる)

第3節 財政金融計画

(総務部)

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧行政の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。しかし、大規模な災害が生じた場合、市の財政では十分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づきまたは予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対策

(第2編P266に準ずる)

第4節 激甚災害の指定に関する計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害被害規模が甚大な場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づき財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

第2 激甚災害指定の手続

(第2編P268に準ずる)

第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

(第2編P268に準ずる)

第4 激甚災害指定の基準

(第2編P268に準ずる)

第5 激甚災害に対する援助措置

(第2編P268に準ずる)

第6 復旧事業の促進

(第2編P270に準ずる)